

プロバイダ責任制限法
名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

初 版：平成14年 5月
第2版：平成16年10月
第3版：平成23年 9月

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 目次

I	ガイドラインの目的及び範囲	1
I-1	ガイドラインの目的	1
I-2	ガイドラインの判断基準の位置付け	1
I-3	ガイドラインの適用対象外となるもの	2
I-4	ガイドラインの対象者	3
I-5	プロバイダ責任制限法の考え方	3
(1)	申立者に対する損害賠償責任の制限	3
(2)	発信者に対する損害賠償責任の制限	4
(3)	プロバイダ責任制限法を踏まえた対応	5
II	送信防止措置の判断基準	6
II-1	総論	6
II-2	個人の権利を侵害する情報の送信防止措置（プライバシー侵害の観点から）	8
II-2-1	プライバシーとして保護される情報	8
II-2-2	違法阻却事由	8
II-2-3	氏名・連絡先等の情報への対応	8
II-2-4	氏名・連絡先以外の情報への対応	12
II-2-5	写真・肖像等への対応	17
II-2-6	犯罪事実への対応	22
II-3	個人の権利を侵害する情報の送信防止措置（名誉毀損の観点から）	25
II-3-1	名誉毀損の成否	25
II-3-2	名誉毀損による不法行為の免責事由	26
II-3-3	公正な論評等	28
II-4	企業その他法人の権利を侵害する情報の送信防止措置	31
III	送信防止措置を講じるための対応手順	33
III-1	申立の受付	33
III-2	プロバイダ等による自主的送信防止措置の要否	33
III-3	照会手続の手順	34
III-4	法務省人権擁護機関からの情報削除依頼への対応	37
III-5	送信防止措置以外の対応	38
IV	参考書式及び判例等	39
IV-1	参考書式	40
IV-2	特定電気通信役務提供者の不法行為責任に関する判例	44
IV-3	法務省人権擁護機関の情報削除依頼に至るプロセス	52
IV-4	法務省人権擁護機関のリスト	53
IV-5	裁判例要旨について	55

Ⅰ ガイドラインの目的及び範囲

Ⅰ-1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」又は単に「法」という。）3条を踏まえ、特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、又はプライバシーを侵害された申立者からの送信防止措置の要請を受けた場合に特定電気通信役務提供者（以下「プロバイダ等」という。）のとるべき行動基準を明確化することにより、申立者、発信者及びプロバイダ等それぞれの関係者の利益を尊重しつつ、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を促進し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とする。

Ⅰ-2 ガイドラインの判断基準の位置付け

このガイドラインは、権利を侵害されたと申し立てる者等（以下単に「申立者等」という。）からの送信防止措置の要請に対して、プロバイダ等のとるべき行動基準を明らかにすることを通して、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を可能とするための実務上の指針とするものである。

したがって、このガイドラインにおいては、違法情報に対するプロバイダ等の対応が適切であるかの基準を、「プロバイダ等が送信防止措置を講じた、あるいは講じなかった場合に、プロバイダ責任制限法3条により損害賠償責任が制限される場合に該当するか否か」という点に見出すこととし、次の観点で整理を行う。

- ①送信防止措置を講じなかったとしても、申立者に対する損害賠償責任を負わないケースにはどのようなものがあるか。（法3条1項）
- ②申立者等からの要請に応じて送信防止措置を講じた場合に発信者に対する損害賠償責任を負わないケースにはどのようなものがあるか。（法3条2項）

プロバイダ責任制限法により、プロバイダ等の損害賠償責任が制限されるかどうかは、最終的には裁判所によって決定されるものであり、ある情報が名誉毀損又はプライバシー侵害に該当し、これによって、プロバイダ等が何らかの作為・不作為の責任を負うか否かについては、情報の内容、情報が掲載された場所の特性、情報に対する発信者、申立者又はプロバイダ等の対応の仕方によって異なり、また名誉毀損・プライバシー侵害の判断基準は社会環境の変化によっても変化するものであることを考慮する必要がある。したがって、このガイドラインに従って対応しなければ、常に損害賠償責任が生じるとは限らない。他方、このガイドラインに従って対応したとしても、プロバイダ等が当然に損害賠償責任を免れるようなものではない。

このガイドラインは、各プロバイダ等がこれを参考として、名誉毀損及びプライバシー侵害に該

¹ 名誉毀損及びプライバシー侵害は、インターネット上の誹謗中傷に伴い生じる典型的な違法類型であるが、他にも侮辱、信用毀損、パブリシティ権の侵害その他関連する違法類型があり、それぞれに違法となる場合

当する情報に自律的に対応する独自の判断基準を整備することを可能にするための一助として活用されることを念頭に作成されたものである。

また、このガイドラインは、社会環境の変容に伴って起こる名誉やプライバシーに関する意識の変化、情報技術の発展及び実務の運用状況に応じて、策定後においても不断の見直しをすべきである。

1-3 ガイドラインの適用対象外となるもの

このガイドラインは、プロバイダ責任制限法で規定されていない事項については原則として取り扱っていない。ただし、プロバイダ責任制限法で規定されていない事項についても、プロバイダ等が送信防止措置を講じるよう要請を受けることがあり、このような場合において、ア) 送信防止措置を講じても発信者との関係でプロバイダ等が免責されるのはどのような場合か、イ) 送信防止措置を講じなかったとしても申立者との関係でプロバイダ等が免責されるのはどのような場合かの2つを判断するには、発信された情報の違法性についてプロバイダ等が判断しなければならないため、その判断の一助となる考え方及びその背景となる判例をⅡ章で紹介している。

なお、プロバイダ責任制限法で規定されていない事項とは、次のようなものである。

①特定電気通信以外の通信（電子メールにおける名誉毀損、プライバシー侵害、誹謗中傷など）

（注）このガイドラインでは、特定電気通信（インターネットでのウェブページ、電子掲示板等のように不特定の者に対して情報を送信する形態で行われる電気通信。法2条1号）において名誉毀損及びプライバシー侵害等に該当する情報が発信された場合のみを扱う。

②刑事上違法な情報に関する刑事責任の存否

（注）プロバイダ責任制限法は特定の者の権利を侵害する情報に関する民事責任（不法行為責任）に関して、申立者、発信者のそれぞれに対して免責される場合を定めたものである。このため、刑事上違法な情報²に関する刑事責任の存否については、このガイドラインに基づいて判断することはできないが、一般に民事責任を免れる場合に刑事責任を問われることはないといえる。

③有害な情報（違法情報ではないが、受信者の特性によっては問題となりうる情報。例えば青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす暴力的表現、性的表現など）

の要件が異なっていることに注意が必要である。

²刑事上も違法な情報としては、名誉毀損、信用毀損、侮辱などのように特定の者の権利が侵害されている場合のほか、わいせつ画像、他人のIDやパスワード（不正アクセス禁止法）、児童ポルノ（児童買春等処罰法）、風説の流布（証券取引法）などのように特定の者の権利が侵害されているとは限らないものもある。但し、わいせつ画像、児童ポルノでは、刑事上、わいせつ凶画陳列罪、児童ポルノ陳列罪への該当性が問題となる一方、民事上も名誉毀損、プライバシー侵害等に該当する可能性もあり、この場合の対応については、本ガイドラインが適用される。

1-4 ガイドラインの対象者

このガイドラインは、プロバイダ等、すなわちプロバイダ責任制限法にいう特定電気通信役務提供者にむけて作成されたものである。

プロバイダ責任制限法にいう特定電気通信役務提供者（2条3号）とは、営利・非営利にかかわらずウェブホスティング等を行うプロバイダ等や第三者が自由に書き込み可能な電子掲示板を運営している者である。したがって、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者だけでなく、大学、地方公共団体、電子掲示板を管理する個人等も含まれる。したがって、本協議会を構成する団体に属さないプロバイダ等であっても、プロバイダ責任制限法に対応する自主ルールを定めるにあたり、このガイドラインを参考にしていきたい。

1-5 プロバイダ責任制限法の考え方

(1) 申立者に対する損害賠償責任の制限

プロバイダ等が送信防止措置の要請を受ける情報としては、個人の場合には名誉毀損、プライバシー侵害、侮辱、肖像権侵害、法人の場合には信用毀損、業務妨害に相当する情報などが考えられる。

このような情報について、削除等の送信防止措置を講じるよう申出を受けた場合、プロバイダ等の責任が問われる可能性がある。多くの裁判例において、一定の条件のもとで、プロバイダ等に当該情報の送信防止措置を講じる条理上の義務が認められている。

①常時監視義務がないこと

ウェブページ又は電子掲示板等に掲載された情報の流通によって他人の権利が侵害されている場合に、そもそも当該情報が流通していること自体をプロバイダ等が知らなかったときは（知らなかったことの理由を問わず）、プロバイダ等が送信防止措置を講じなかったとしても、申立者との関係で当該情報を放置したことによる損害賠償責任を負わない（法3条1項2号）。

言い換えれば、プロバイダ等は、自己の管理下にあるサーバに格納された情報が他人の権利を侵害していないかどうかを監視する義務はない。このような義務があるとすると、サーバ内で頻繁に更新されていく情報を常にモニタリングしなければならないことになって負担が大きくなりばかりでなく、不作為責任を問われることを恐れてサーバにアップロードされる情報をプロバイダ等が常時チェックして、必要以上に情報を削除してしまうなどのおそれがあり、「表現の自由」に対する萎縮効果をもたらす可能性があるからである。³⁴

³ プロバイダ等に対しサーバにアップロードされる情報を監視し、取捨選択する義務を課すことは、電気通信事業法3条により禁止される検閲に該当し、憲法21条2項に定められた検閲禁止の精神に反するものとする考え方もある。

⁴ 大村真一・大須賀寛之・田中普「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」NBLNo. 730（2002.2.1）30頁など

なお、いったん送信防止措置を講じるなどした後に同じ発信者がファイル名を変更するなどして再び他人の権利を侵害する情報を発信した場合でも、プロバイダ等に新たな違法行為が行われることまでを監視する義務はない。

②申立者等からの送信防止措置の要請を受けた場合の責任の制限

申立者等からの送信防止措置の要請等を契機として、ウェブページ又は電子掲示板等に掲載された情報の流通をプロバイダ等が知ったときは、プロバイダ等が送信防止措置を講じなかったとしても、これによって「他人の権利が侵害されていることを知ることができた」と認めるに足りる相当の理由（法3条1項2号）⁵がなければ、プロバイダ等は申立者との関係で当該情報を放置したことによる損害賠償責任を負わない。

ここにいう「相当の理由」があるといえるのはどのような場合かについては、II章を参照されたい。

③技術的可能性による責任の制限

プロバイダ責任制限法によれば、プロバイダ等が法3条1項1号又は2号のいずれかに該当したとしても、送信防止措置を講じることが技術的に不可能な場合にはそもそもプロバイダ等に送信防止措置を講ずることが期待できず、そのため、申立者に対する当該情報を放置したことによる損害賠償責任を負わないこととなる。

(2) 発信者に対する損害賠償責任の制限

プロバイダ等にとっては、送信防止措置の要請を受けた情報が他人の権利を侵害する違法情報であるかどうかを判断することは困難である場合が多い。ある表現が名誉毀損・プライバシー侵害等に該当するか、正当な批判になるかの判断は難しく、同じ表現であっても、表現が真実かどうか、表現行為の目的、といったプロバイダ等の知り得ない事情によって、名誉毀損に該当することもあれば、該当しないこともある。このように極めて難しい判断が必要であるにもかかわらず、他人の権利を侵害するものではない情報を誤って削除してしまったときは、発信者から損害賠償を請求される可能性がある。このために、プロバイダ等は発信者から損害賠償責任を問われることをおそれて、送信防止措置の要請を必要以上に放置すれば、申立者にとって被害の拡大につながるおそれがある。

そこで、プロバイダ責任制限法は、発信者からの損害賠償請求に対しては、次に掲げる要件（①又は②と③）を充足する場合には⁵、プロバイダ等は発信者に対する損害賠償責任を負わないこと

⁵ プロバイダ責任制限法3条2項1号は、米国CDA（Communication Decency Act）やDMCA（Digital Millennium Copyright Act）等に認められる「グッド・サマリタン（善きサマリヤ人）の法理」に近い規定である。善意から他人を救済しようとした者の不法行為責任を免じ、又は軽減する考え方である。また、プロバイダ責任制限法3条2項2号は違法性判断をプロバイダ等がすることなく、一定の条件（侵害情報を発信者に送り、送信防止措置を講じることに同意するか否かを照会し、7日以内に発信者から反論がないこと）

を定めた。

①不当な権利侵害が行われたと信じるに足りる相当の理由があった場合（3条2項1号）

どのような場合に「相当の理由」があるかについては、II章を参照されたい。

②申立者から一定の要件を満たす申出があった場合であって、発信者に送信防止措置に同意するかどうかの照会手続を行い、発信者が当該照会を受けた日から7日以内に当該送信防止措置に同意しない旨の申出（以下「反論」という。）がなかった場合（3条2項2号）

申立者から送信防止措置を講じるよう求める一定の要件を満たす申出があったときに、発信者に照会を行う。

③必要な限度における送信防止措置

名誉毀損又はプライバシー侵害等の書き込みについて、送信防止措置を講じるときは、違法情報の送信を遮断するために必要最小限度の防止措置を講ずるものであることが要件となっている。

何が必要最小限度の送信防止措置といえるかについては、プロバイダ等が侵害情報等の内容及び緊急性その他の事由を勘案して適切に判断していくべき問題である。

一応の判断基準を示すとすれば、違法な書き込みを削除したり、公衆からの閲覧を停止することによって送信を防止することができる場合、当該書き込みのみを対象とする削除行為等は、必要最小限度の措置といえると考えられる。しかし、プロバイダ等の管理するサーバ内に存在するファイルに違法情報以外の情報（無関係な情報や違法情報と関係はあるが違法とはいえない情報）が含まれている場合（例えば、複数の人が書き込みをしている一種の掲示板の場合）などであって、当該ファイル単位でしか削除行為等ができないため、違法情報の送信を防止するには、他の無関係の情報等も共に削除せざるを得ない場合があるが、このような場合、どのようなものであれば当該ファイルを削除することが送信防止措置として認められる最小限度の措置といえることができるかを一律に定めることは困難であり、個別具体的な判断を要するものと考えられる。

(3) プロバイダ責任制限法を踏まえた対応

違法情報であるかどうかの判断にあたり、送信防止措置を実施するときには、発信者との関係で損害賠償責任を負わない場合かどうかをプロバイダ責任制限法3条2項に基づいて判断することが必要であり、送信防止措置を実施しないとするときには、申立者との関係で損害賠償責任を負わない場合かどうかをプロバイダ責任制限法3条1項に基づいて判断することとなる。

を充足する場合には、送信防止措置を講じることができるとする規定である。

II 送信防止措置の判断基準

II-1 総論

(1) 本章の構成

インターネット上の情報流通においては、名誉毀損又はプライバシー侵害等に該当するとして削除等の送信防止措置が要請されることが多い。

このガイドラインでは、このような要請を受けたプロバイダ等が送信防止措置を講じた場合において、発信者に対する損害賠償責任を負わないと考えられるときを、「個人に対するプライバシー侵害、名誉毀損」、及び「法人に対する名誉又は信用の毀損」の2つに大別して例示的に列挙している（ただし、必要に応じて削除すべきでない場合についても例示している。）。

(2) 法務省人権擁護機関からの削除依頼への対応

「重大な人権侵害事案⁶」で名誉毀損、プライバシー侵害等に該当する場合、法務省人権擁護機関⁷においては、被害者からの申告等を端緒としてインターネット上の該当する情報の削除依頼⁸をプロバイダ等に行っている。これらの削除依頼に基づき、プロバイダ等が送信防止措置を講じた場合、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由がある」場合（法3条2項1号）に該当し、プロバイダ責任制限法の規定に基づき、プロバイダが削除による発信者からの損害賠償責任を負わない場合が多いと考えられる。

特に、犯罪の被疑者が人権侵害の被害者となったケースでは、被疑者として拘束されているゆえに自身では被害の回復予防を図ることが困難と認められる場合があり、そのような場合には、プロバイダ責任制限法3条2項2号に基づく発信者への照会手続を利用することができない。そのような場合にも本ガイドラインに基づく迅速な対応をとることにより、違法な情報流通による被害の拡大を未然に防ぐことが可能である。

したがって、プロバイダ等は、法務省人権擁護機関より本ガイドラインに定める手続により侵害情報等の必要な事項を特定のうえ送信防止措置の依頼を受けた場合、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由」を否定する特段の理由がなければ、当該依頼に基づきプロ

⁶ 人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）22条に基づき、「特別事件」（各法務局・地方法務局において、人権擁護局長及び監督法務局長へ救済手続の開始・調査遂行・終了を報告又は承認等を要するものとされている事件をいう。）に該当する。

⁷ 各法務局・地方法務局長を指す。但し、事案の緊急性・重大性に鑑み、法務省人権擁護局長が削除依頼を行うこともありうる。

⁸ ここで言う削除依頼は、人権侵犯事件調査処理規程上は、同14条〔人権侵害の事実が認められる場合の措置〕1項1号に規定する「人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること（要請）」に該当する。これに対し、同規程13条〔援助等の措置〕1号に規定する、「被害者等に対し、関係行政機関又は関係のある公私の団体の紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める援助を行うこと（援助）」で足りると認められる場合には、被害者本人が法務省人権擁護機関からの援助を踏まえてプロバイダ等に直接発信情報の削除依頼を行うことになるため、本ガイドライン第II章の一般判断基準に基づき、送信防止措置の要否又は可否を判断するものとなる。

バイダ等が当該情報の不特定者に対する送信を防止するために最小限度の措置を講じたときは、裁判所によってもプロバイダ等が発信者に対する損害賠償責任を免れるものと判断されると期待される。但し、法務省人権擁護機関からの依頼に応じたことによつて、発信者に対する損害賠償責任を負わないことが必ずしも保証されるわけではないことにも留意しておきたい。(例えば、不祥事を告発する写真の削除依頼など、公権力の濫用が疑われるケースなど。)

もっとも、法務省人権擁護機関からの削除依頼については、人権侵犯事件の調査・処理などに関する事務を行う法務省人権擁護機関であつて、人権侵害に関する専門的知見を有する者が多段階にわたり、慎重な検討を加えた結果として依頼がなされるものであり、さらに人権擁護に関する一定の判断基準に基づく通報という点で一般私人からの通報と異なる性格を有するが、たとえそうであったとしても、これによつてプロバイダ等に送信防止措置を講じることが義務付けられるわけではない。例えば、プロバイダ等において、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当」の理由がないと判断し、削除依頼に応じれば発信者からの損害賠償責任を負うこととなると判断したときには、プロバイダ等が送信防止措置を講じないことができる。但し、このような場合には、被害者等からの損害賠償責任を免れない場合(法3条1項に該当する場合)もあることに留意し、送信防止措置の要否を判断する場合、弁護士等法律の専門家に相談することを推奨したい。

なお、法務省人権擁護機関による情報の削除依頼としては、本ガイドラインの対象となる名誉毀損、プライバシー侵害以外の場合もありうるが、名誉毀損、プライバシー侵害が明白とはいえないような表現については、本ガイドラインの対象外としている。

(3) プロバイダ等の行動指針としての判断基準

プロバイダ等としては、基本的にはこのガイドラインに沿った対応が期待されるものであり、現段階において一定の行動指針となるものと考えられる。なお、ガイドラインの後ろに解説として、関連する判例及び学説の動向も記載しているが、これらは、今後変動がありうる分野でもあるので、あくまで参考に留められたい。

削除等の依頼があつたにもかかわらず、以下に例示する情報について送信防止措置を講じることなく、放置した場合には、申立者との関係において、プロバイダ責任制限法3条1項2号に定める「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由」がある場合に該当する場合があるものと考えられる。

なお、プロバイダ責任制限法3条1項2号は、送信防止措置を講じなかった場合において申立者に対する責任が制限される場合を定めたものであるのに対し、同法3条2項1号は、送信防止措置を講じた場合において発信者に対する責任が制限される場合を定めたものであるから、両方に「相当の理由」という用語が用いられていても、相互に関連性はなく、それぞれ別個に判断する必要がある。

II-2. 個人の権利を侵害する情報の送信防止措置（プライバシー侵害の観点から）

II-2-1 プライバシーとして保護される情報

プライバシー侵害について、不法行為の成立を認めたリーディングケースとなっている東京地裁昭和39年9月28日判決（「宴のあと」事件。判例要旨1）は、個人に関する情報がプライバシーとして保護されるためには「①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報であることが必要である」と解している。この3要件はその後のプライバシー侵害に関する裁判例の多くで引用され定着している。

①の「私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報」は、「宴のあと」事件がモデル小説が問題となったものであったため、フィクションであっても通常の読者から見て事実と受け取られるおそれがあれば対象となるという意味で言及されているものである。通常人が見ればまず事実とは受け取らない（作り話だと思ふ）場合は除くというレベルで理解すれば足りる。

現在では②の要件は後述するように氏名、住所についても自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えるのは自然なこととして法的保護対象と解されており、個人情報保護法の制定も相まって、プライバシーの保護対象がより広く認められるようになっている。

③の要件についても、ある媒体で報じられた情報であっても、新たな媒体への掲載は、それによって新たに知る者がある（媒体ごとに閲読・視聴者が異なる）として公知性が否定されることが多い。電話帳や官報等の公的資料に掲載された情報を引用・転載する場合でも、掲載する媒体や掲載の事情によりプライバシー保護の対象となることがある。

ただし、公人、準公人特に専門職についての業務に関する事実については、私生活上の事実ではないとしてプライバシー保護の対象外とされることがある。

II-2-2 違法阻却事由

プライバシーの保護対象となる私生活上の事実であっても、公人、準公人、特に選挙によって選出される公職にある者やその候補者、専門職等については、その適否、資質の判断材料として提供された場合には、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには違法性がないとされる。また、犯罪事実の報道については、公共の利害に関する事実あるいは社会の正当な関心事とされ、表現の内容及び方法が不当なものでなければ違法性がないとされる（別途II-2-6にて詳述）。

著名人については、その私生活の一部も社会の正当な関心事とされ得ること及びそのような職業を選びまた著名となる過程で一定の限度でプライバシーを放棄していると解されるとして当該著名となった分野に関連する情報についてはその公開が違法でないといわれることがある。

II-2-3 氏名・連絡先等の情報への対応

(1) 氏名・連絡先等の情報の特徴

氏名、住所、電話番号等の連絡先情報は、個人を識別する基本情報であり、情報の性質上は秘匿

性の強い情報ではないと解されがちであるが、これが一般に開示されることにより、とりわけインターネット上開示されるときには、見知らぬ第三者からのアクセスを容易にし私生活上の平穩を害されるおそれがあるため、現在では一般私人にとって公開されたくない情報となっている。

(2) 一般私人の場合

一般私人の氏名・連絡先等の情報への送信防止措置の要請を受けたときは、次のような対応を行うことが考えられる。

- ① 氏名及び勤務先・自宅の住所・電話番号が掲載されたウェブページ等について削除等の要請があったときは、当該情報を利用して私生活の平穩を害する嫌がらせが行われるおそれが高いため、プロバイダ等が削除可能な場合は原則として削除することができる（なお、電話番号として記載されたものが誤って他人の電話番号が記載されている場合は、迷惑行為であるから、削除要請があれば原則として削除する）。
- ② 氏名及び勤務先・自宅の住所・電話番号が名簿等の集合した形態で記載している場合も、原則として削除することができる。
- ③ ネット上でハンドルネームのみで行動している場合（氏名又は連絡先を公表していない場合）に氏名を開示する情報が記載された場合も原則として削除することができる。
- ④ 同様に公表されていない電子メールアドレスを開示する情報が記載された場合も、原則として削除することができる。

(3) 公人等¹⁰の場合

公人等の氏名・連絡先等の情報への送信防止措置の要請を受けたときも、原則として一般私人の場合と同じであるが、公人等の特殊性を考慮し、次のような対応を行うことが考えられる。

公人等の職務、役職等及びこれらに関係する住所・電話番号など広く知られているものについては、削除の必要性がない場合が多いが、公人であっても、職務、役職等と関係のない情報で広く知られる必要性のないもの（例えば、自宅の住所及び電話番号¹¹）については、原則として一般私人の情報と同様に取扱うことが望ましい。¹²

⁹ 原則に対する例外としては、掲載された住所又は電話番号等が実際に存在しないもので、私生活の平穩を害する嫌がらせが現実に行われる可能性がない場合など、緊急性が高くない場合には、発信者に削除要請を伝え、発信者による自主的削除を促すことも考えられる。

¹⁰ 「公人」とは、国会議員、都道府県の長、議員その他要職につく公務員などをいう。また、「公人」に準じる公的性格を持つ存在として、会社代表者、著名人もある。これらの者は、その職務との関係上一定限度で私生活の平穩を害されることを受忍することを求められる場合があり、一般私人とは異なる配慮が必要である。なお、本ガイドラインにおいては、上記の「公人」の他に、公人ではないが会社代表者等の公的立場にあり、社会的影響力を持つ私人を「準公人」、単なる著名人、有名人を「著名人」、さらにそれ以外の一般私人を「私人」として分類することとする。

¹¹ 公人、準公人については、自宅公開についての裁判例が見あたらない。自宅の住所及び電話番号がみだりに公開されると嫌がらせがなされるなど、家族を含め私生活の平穩を乱すおそれがあるため、一般私人と同等の取扱いをすることとした。ただし、例えば会社経営者については法人の商業登記簿謄本（法務局で誰でもとれる）に代表取締役の自宅住所が必須の記載事項とされていることとの関係で会社の代表取締役の自宅については原則として削除しないとの取扱いも考えられる。

一方、著名人の自宅公開等については、正当性が認められる場合はあまりないと考えられる。

¹² 公人等の広く知られている連絡先等であっても、その私生活の平穩を害する嫌がらせ等が現実には発生しているなど緊急性が高い場合には、プロバイダ等において削除可能であれば、削除することもできると考えられる。

(4) 裁判例

(4)-1 概観

氏名及び連絡先がセットで開示された場合については、すでに最高裁判決が出され、下級審裁判例上もプライバシーの保護対象となることが認められており、これを明確に否定したものは見あたらない。公開が不法行為となり損害賠償義務が生じるかについては最終的には違法性阻却事由もあわせて考慮することになるが、次の最高裁判決の基準を考慮すると、一般人について氏名及び連絡先の公表を正当化することは困難と考えるべきである。

*最高裁平成15年9月12日判決(判例要旨2)は「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は(略)個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。」としつつ「しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」としている。しかもこの判決は上記の判示に引き続いて大学が事前承諾をとることが容易であったのにそれを怠り無断で警察に情報を開示したことは「上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」とし、「原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない。」としている。この判決からは開示の目的の正当性・必要性が相当程度あっても一般私人の氏名及び連絡先等の個人情報の開示については正当化されないことになる。但しこの判決では5名中2名の裁判官が講演会の警備の必要性が高く開示目的が正当であったことを理由に不法行為とならないという反対意見を述べている(3対2の多数決である)。

(4)-2 一般私人

一般私人の氏名・連絡先等の情報については、上記最高裁判決の他に、下級審の裁判例としては、以下のものがある。

- ① 氏名と自宅の住所・電話番号について電話帳に掲載を拒否したのに誤って掲載された事例(東京地裁平成10年1月21日判決。判例要旨3)
- ② マンション購入者の氏名と本人が秘匿の意思を示していた勤務先の名称及び電話番号を当該マンション管理会社となる予定の会社に提供した事例(東京地裁平成2年8月29日判決。判例要旨4)
- ③ 電話帳(タウンページ)に掲載されていた氏名、職業、(勤務先の)住所・電話番号を(ハンドルネームと関連づけて)掲示板で開示した事例(神戸地裁平成11年6月23日判決。判例要旨5)
- ④ 講演会参加者の氏名、学籍番号、住所、電話番号を主催者である大学が警察に提供した事

例（東京地裁平成13年4月11日判決。判例要旨6）、その控訴審（東京高裁平成14年1月16日判決。判例要旨7）、別原告による訴訟の上記最高裁判決の差し戻し審（東京高裁平成16年3月23日判決。判例要旨8）

- * 上記の裁判例は見知らぬ者から連絡を受けて私生活上の平穩を乱される危険を実質的な根拠としている。
- * 電話帳に掲載されている勤務先住所・電話番号でも、別の媒体に掲載する場合には公知のものではない（一般人にまだ知られていない）として、プライバシーの保護対象とされたこと（判例要旨5）に注意すべきである。

氏名及び勤務先・自宅が名簿の形態で集的に公開された場合については、個別情報の注目度が小さくなる（ただし、集積していることで利用しやすいとしてサイト自体の注目度が上がることも考えられるが）とはいえるが、名簿の形態であることで不法行為の成立の有無を左右する事情とはいえないと考えられる。

- * 電話帳への掲載についても不法行為の成立を認めた裁判例（東京地裁平成10年1月21日判決。判例要旨3）がある。

犯罪関係者については、犯罪の被疑者・被告人、申立者及びこれらの者の親族の勤務先・自宅の住所の公開が正当化されるのはそれが犯罪の実行場所である場合等に限られ、電話番号について公開を正当化できる場合はほとんど考えられないので、犯罪関係者が公人等である場合を除き、一般私人として扱うべきである。

- * 犯罪関係者については、「一般に犯罪事実の報道が公共の利害に関するものとされる理由は、犯罪行為ないしその容疑があったことを一般公衆に覚知させて、社会的見地からの警告、予防、抑制的効果を果たさせるにあると考えられるから、犯罪事実に関連する事項であっても無制限に摘示・報道することが許容されるものではなく、摘示が許容される事実の範囲は犯罪事実及びこれと密接に関連する事項に限られるべきである。したがって、犯罪事実に関連して被疑者の家族に関する事実を摘示・報道することが許容されるのも、当該事実が犯罪事実自体を特定するために必要である場合又は犯罪行為の動機・原因を解明するために特に必要である場合など、犯罪事実及びこれと密接に関連する場合に限られるものと解するのが相当」（東京地裁平成7年4月14日判決・判例要旨9。その控訴審の東京高裁平成7年10月17日判決・判例要旨10）とされ、被疑者の妻の勤務先の名称を公開することは違法とされた。

ハンドルネームのみで行動していることは氏名を秘匿する意思の表れであること、ハンドルネームでの行動が通常である掲示板等では匿名性が保たれることがルールとなっていること、ハンドルネームで行動する者の実名を暴く行為は通常その者がネット上で反感を買うか好奇の対象とされているときに行われることを考慮すると、従来の下級審裁判例の流れに徴すれば、通常人の感受性を

基準として公開を欲しない情報と扱われる可能性は必ずしも少なくないように思われる（判例要旨5、判例要旨11）。

電子メールアドレスについても、誹謗中傷の電子メールや迷惑メールが集中する可能性が少なくないことから私生活上の平穏を害されると判断され得る（判例要旨12）。

(4)-3 著名人の場合

- * 著名人の自宅ないし実家（親族の住居）の住所・電話番号については、出版の差し止めを認めた判決が相次いでおり（神戸地裁尼崎支部平成9年2月12日判決・判例要旨13、東京地裁平成9年6月23日判決・判例要旨14、東京地裁平成10年11月30日判決・判例要旨15）、これらの判決では公表の目的等との利益考量は示しているものの、著名人の自宅公開について正当性が認められる場合はあまりないと考えられる。

II-2-4 氏名・連絡先以外の情報への対応

(1) 氏名・連絡先以外の情報の特徴

氏名・連絡先以外の情報について、削除要請がある場合の多くはいわゆるセンシティブ情報（通常よりも取扱に注意すべき情報。身体情報、信用情報その他通常人が秘匿したい性質の情報）であると考えられる。

この場合、プライバシーとして保護すべき要請は強くなるが、他方において、このような情報が開示される場合には、対象となる者に対する評価、批評の目的による場合が少なからずあり、その対象となる者が公人等の場合、そのような批評を保護すべき要請も出てくることになる。

(2) 一般私人の場合

一般私人の氏名・連絡先以外の情報への送信防止措置の要請を受けたときは、一般私人については、センシティブ情報の公表を正当化する理由は考え難いので原則として削除することが望ましい。もちろん、一般私人についても、センシティブ情報以外の個人情報があり、事柄によってはプライバシーの保護対象とならないとの判断がなされる場合もあるが、そのような判断を入れるとプロバイダ等の判断がさらに複雑になること、一般私人については、個人情報の一般への公表を正当化することのできるケースは極めて稀と考えられることから、一般私人については、本人が送信防止措置を求める個人情報は原則として削除することとした。

特定の個人について氏名及び連絡先以外の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。例えば、学歴、病歴、成績、資産、思想信条、前科前歴、社会的身分等である。）が記載されている場合、一般私人については、本人から削除要請があれば、発信者に対して削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合、プロバイダ等が削除可能な場合は原則として削除する。

犯罪関係者に関する情報のうち、「犯罪事実に関連しない事実」（例えば、犯罪関係者の家族に関する情報など）については、本人ないしその関係者から削除要請があれば、発信者に削除要請を伝

え、発信者が自主的に削除しない場合、プロバイダ等が削除可能な場合は原則として削除する¹³。

なお、氏名・連絡先以外の情報の場合、プライバシーの観点のほかにも名誉毀損の観点からも問題となる場合が多いので、名誉毀損の項目も必ず参照する必要がある。

(3) 公人等の場合

公人等の氏名・連絡先以外の情報への送信防止措置の要請を受けたときは、次のような対応を行うことが考えられる。

公人等については、「職業上の事実」といえる場合など削除しないでよい場合がある。

公人等の「私生活上の事実」については、本人ないしその関係者から削除要請があれば、発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合は削除要請者に経過を伝えて自主的な解決を促す。ただし、その記載の態様が品位を欠き目に余るときなどプロバイダ等において削除可能な場合もある¹⁴。

なお、氏名・連絡先以外の情報の場合、プライバシーの観点のほかにも名誉毀損の観点からも問題となる場合が多いので、名誉毀損の項目も必ず参照する必要がある。

(4) 裁判例

(4)-1 概観

- * いわゆるセンシティブ情報については、前科に関する最高裁第3小法廷平成6年2月8日判決（判例要旨16）がリーディングケースとなると考えられる。この判決ではプライバシーという概念を避けつつ前科等に関わる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益があるとし、「もともと、ある者の前科等にかかわる事実、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。」とした上で（この部分は前科が純粋に私生活上の事実

¹³ 犯罪事実に関係しない事実については、被疑者の家族に関する事実に限らず、被疑者本人に関する事実であっても、「犯罪事実に関連する事項であっても無制限に摘示・報道することが許容されるものではなく、摘示が許容される事実の範囲は、犯罪事実及びこれと密接に関連する事実に限られるべきである」とした前掲東京地裁平成7年4月14日判決等から公表の正当性が認められないので、犯罪事実以外の個人情報と同じ取扱となる。

¹⁴ 個人情報のうちいわゆるセンシティブ情報（通常よりも取扱いに注意を要する個人情報。例えば、身体に関する情報、個人信用情報など。）の公表については、公人、準公人については、その目的と必要性によって正当化される場合がある。

公人については、裁判例上、その者が公職にあることの適否の判断材料として公表された場合には、ほぼ正当化され（最高裁（小3）平成6年2月8日、判例要旨16参照）、準公人については、公表の目的と必要性を考慮して「受忍しなければならない場合もある」と判断されることもある（東京地裁平成2年5月22日、判例要旨19参照）。また、表現行為が社会の正当な関心事についてなされ、かつその表現内容表現方法が不当なものでないことを満たすときはその表現行為は違法性を欠くとして準公人の私生活上の情報の公表を正当化する裁判例もある。これらの裁判例に加えて、判断に難しい要素が入る場合におけるプロバイダ等の責任は、判断が比較的明白な場合に限定することが適当であることから、目的、必要性と表現方法から違法なことが明らかな場合は削除し、よくわからない場合は自主的解決に任せるという対応を推奨することとした。

でないことを前提にするので他の事項には当てはまらないとする余地もある)、「その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もあるといわなければならない。」「その者が選挙によって選出される公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない。」とし、「ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを必要とするというべきである。」「要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性質に照らした実名使用の意義及び必要性も併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。」と判示した。

(4)-2 一般私人の場合

一般私人について、センシティブ情報の公表を正当化できるとされるケースはレアケースと考えられる。もっとも、どのような情報がセンシティブ情報に該当するかは一義的に判断できず、プロバイダ等にとっても一般私人の情報をセンシティブ情報とそれ以外の個人情報に分けて判断することは困難であろう。

- * 例えばモデル小説についての判決（東京地裁平成7年5月19日判決。判例要旨17）では、「原告らがプライバシー侵害を主張している事項のうち、原告らの学歴、原告らの結婚の経緯・原告らが妻の氏を称する婚姻をした事実、乙山医院開業の経緯・財産関係、原告花子の両親の出自・経歴・結婚の経緯等の事実は、一般人の感覚を基準にする限り、他人に知られたくない事柄であるとは認められないからプライバシーの侵害にはあたらないものというべきである」としている。しかし、この判決は小説全体が作者の芸術的想像力の生み出した創作であって虚構であると受け取らせるに至っていることから名誉毀損やプライバシー侵害の問題は生じないとするものであって上記の判示は傍論部分といえること、犯罪の被疑者の妻として報じられるという場合については勤務先、年齢、出身地、出身大学、職歴、容姿等も一般人の感受性を基準としても公開を欲せず苦痛を覚えるものとしていること（東京地裁平成7年4月14日判決。判例要旨9）などから見ても、東京地裁平成7年5月19日判決の判示するプライバシーの保護対象の範囲は通常人の感覚よりは狭すぎるものと思われ、これに依拠することはリスクがある。

(4)-3 公人等の場合

- * 前掲最高裁第3小法廷平成6年2月8日判決は、事案としては一般人のケースであるが、公人の場合に言及している。
- * また、名誉毀損に関する刑事事件の判決ではあるが、最高裁第1小法廷昭和56年4月16日判決（判例要旨18）は、異性関係の醜聞に属する「私生活上の行状」について、「私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として刑法230条の2第1項にいう『公共の利害に関する事実』に当たる場合があると解すべきである。」と判示している。この判決は準公人についてその社会的影響力によっては異性関係の醜聞を含む私生活上の行状を公表することを正当化しうるとするものである。
- * 準公人のプライバシーと表現の自由の調整については、大手消費者金融会長の入院報道に関する東京地裁平成2年5月22日判決（判例要旨19）と財団法人の常勤理事について仮名でその収入のほかに家計支出の詳細を報じたことについての東京高裁平成13年7月18日判決（判例要旨20）が各種の考慮事項を挙げて比較衡量を論じており、準公人についてのその他情報の記載の判断の1つの典型パターンとなっている。
- * 医師の診察時のセクハラ行為について提訴し記者会見をしたこと及びその記事について、提訴者の敗訴（医師の勝訴）後に名誉毀損及びプライバシー侵害として損害賠償請求した事例で東京高裁平成18年8月31日判決（判例要旨21）は専門職にある者の職業上の行為が問題とされているのであるから個人の私的領域に属することがらではなくプライバシーの保護対象とならないとしている。
- * テレビ番組にレギュラー出演していた著名弁護士がキャバクラに通っていることの報道が問題となった事例で東京地裁平成16年2月19日判決（判例要旨22）は、法律専門家としての資質に疑問を呈する一要素になり得るから、社会の正当な関心事に係るものであり、表現の内容及び方法が目的に照らし不当なものでないときは、その行為に違法性はなく、不法行為は成立しないとした。
- * 準公人の判断に際し、元公人、将来の公人については慎重に行うべきである。
リクルート社の元代表取締役で刑事事件の被告人であった者の夫婦間の紛争（裁判）の内容等の報道が問題となった事例で東京地裁平成13年10月5日判決（判例要旨23）は、当時リクルート社を退社し経済人としての活動や公の活動を行っておらず、社会に対する影響力はなかったこと、刑事事件の被告人ではあったが報道内容が刑事事件とは関係がないことから公人扱いはしなかった。
政治家の家族の離婚報道が問題となった事例で東京高裁平成16年3月31日決定（判例要旨24）は著名政治家の家族であっても本人が政治家志望を表明している等の事情がない現時点では一私人に過ぎないとして公人扱いはしなかった。
- * 著名人については、概ね著名分野の事実以外の私生活についてはその公表がプライバシー侵害として不法行為とされることが多い。プロサッカー選手に対するプライバシー侵害について不法行為の

成立を認めた東京地裁平成12年2月29日判決・判例要旨25とその控訴審判決である東京高裁平成12年12月25日判決・判例要旨26、著名劇画作家の夫婦関係等についてプライバシー侵害の不法行為の成立を認めた東京地裁昭和49年7月15日判決（判例要旨27）を参照されたい。

- * 芸能人がテレビで公言した事実については、著名人とは別の観点の問題、すなわちプライバシー権の放棄の問題が生じうる。

テレビ番組及び書籍で、AVを好み自ら借りに行くこともあるがそのことを恥ずかしいとは思っていないと公言していたお笑い芸人が、写真週刊誌にAV購入を記事にされた事案で、東京地裁平成18年3月31日判決（判例要旨28）は、自ら公表した個人情報についてはその秘匿性を放棄していると解すべきであり法的保護に値しないとしつつ、自ら公表した事実はAV好きでしばしば購入するという範囲であり具体的にどのような種類のAVに興味を示し購入したかという点は秘匿性の程度が高く公知の事実ではないとして具体的なAVの種類を示した購入を報じた部分についてはプライバシーの権利の侵害を認めた。

II-2-5 写真・肖像等への対応

(1) 写真・肖像等¹⁵の特徴

写真は、被写体本人が公然見せている容姿や行動をそのまま撮影した場合であっても一瞬を固定することから現実と異なる印象を与える場合もあり、またそうでなくても見る者に強い印象を与えるため、被写体側では掲載について不快感や困惑を覚えることがしばしばある。顔写真については襲撃や誘拐等の犯罪に利用されるおそれもあり、一定の行動・状態を撮影した写真はその内容によりプライバシー権を侵害しあるいは名誉を毀損する可能性があり、かつ写真の掲載によってその程度が高くなることがしばしばある。

他方において、報道や特定の人物やその行動に対する批評においてはその写真を掲載する必要性ないし有用性が相当程度あり、その調整が必要となる。

(2) 一般私人の場合

一般私人の写真・肖像等への送信防止措置の要請を受けたときは、次のような対応を行うことが考えられる。

被写体本人が識別可能な顔写真等の場合、写真の内容、掲載の状況から見て、本人の同意を得て撮影されたものではないことが明白な写真については、原則として削除することができる。ただし、次のア、イ) の場合など、送信防止措置を講じず放置することが直ちにプライバシーや肖像権の侵害には該当しないと考えられる場合もありうる。

- ア) 行楽地等の雰囲気表現のために、群像として撮影された写真の一部に写っているにすぎず、特定の本人を大写しにしたものでないこと。
- イ) 犯罪報道における被疑者の写真など、実名及び顔写真を掲載することが公共の利害に関し、公益を図る目的で掲載されていること。

撮影それ自体について同意が得られていると思われる写真であっても、客観的に見て、通常差恥心を有する個人が公表されることに不快感又は精神的苦痛を感じると思われる写真（入院・治療中の姿等）については、削除できる場合が多い。

また、明らかに未成年の子供と認められる顔写真については、合理的に親権者が同意するものと判断できる場合を除き、原則として削除することができる¹⁶。

¹⁵ 写真・肖像等の掲載については、人格権としての肖像権ないしプライバシー権の観点からの問題とともに、著名人特に芸能人の写真・肖像の場合には財産権の1つとしてのパブリシティ権の観点からの問題がある。後者はその性質上むしろ著作権の問題に近接するが、同一の写真についてプライバシー権侵害とともにパブリシティ権侵害を認めた裁判例も出てきており、写真・肖像等の問題としてここでも触れておく。

¹⁶ 未成年者も成人と同じようにみだりに容ぼう・姿態を撮影されず、公表されない権利を有するが、撮影について当該未成年者が同意している場合でも、未成年者とりわけ年少者について、写真をウェブページ等に掲載することにより危害（誘拐等の危険を含む。）が生じるか否かを適切に判断することは期待できない。また、年少者においては、現実に危害を及ぼされた場合、自己の力で安全に解決することが難しい。したがって、子どもの保護の観点から、未成年者にとって不利益となる行為については、保護者の同意が必要であることを踏まえ、保護者であれば一般に写真の掲載に同意又は追認を与えないと考えられる写真については、未成年者のプライバシーを保護し、誘拐等のリスクから保護するために必要であるときは、プロバイダ等による自主的な送信防止措置も可能であるとした。

(3) 公人等の場合

公人等の写真・肖像等への送信防止措置の要請を受けたときは、次のような対応を行うことが考えられる。

被写体本人が識別可能な顔写真等の場合、写真の内容、掲載の状況から見て、本人の同意を得て撮影されたものではないことが明白な写真については、次の場合を除き、削除することができる。

i) 掲載されている記事内容が公人の職務に関する事柄など社会の正当な関心事といえることのできる場合であり、顔写真掲載の手段方法が相当であるとき。

ii) 著名人（俳優、歌手、プロスポーツ選手等）の顔写真等については、当該著名人のパブリシティによる顧客吸引力を不当に利用しようとしたものでなく、顔写真等を掲載した記事内容が社会の正当な関心事といえることのできる場合で、顔写真等掲載の手段方法が相当であるとき。

(4) 裁判例

(4)-1 概観

本人の同意なしに個人の容ぼう・姿態を撮影し、公表することは、憲法13条の趣旨に反し、伝統的には「肖像権」の侵害と呼ばれ、不法行為が成立し損害賠償責任が生じる。

最高裁は最近和歌山カレー事件の被疑者・被告人の在廷中の写真・イラストの写真週刊誌掲載について、「肖像権」という言葉は使用せずに「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当」「人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である」と認めている。

なお、撮影時に同意をした写真等の掲載については、その同意の範囲が問題となり、撮影時に被写体本人が予想できなかったような掲載形態の場合や、予定されていた時期及び媒体を異にする掲載の場合には同意が及ばないと解されることがある。

* 最一小平成17年11月10日判決（判例要旨29）は、まず写真の撮影について「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する。」とした上で「もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の飛鳥正当を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」とした。続いて公表については、「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして違法性を有するものと解すべきである。」とした。このケースでは撮影が違法と評価されたために公表も違法と結論し

たもので、撮影が適法な場合に公表が違法となる要件についてはこの事件では判断されていないというべきである。最後に最高裁は、イラスト画（似顔絵）の公表について「人は、自己の容ぼう等を描写したイラスト画についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である」とした上で、写真と異なりイラスト画は作者の主観や技術が反映され、見る者もそれを前提として受けとめるとして通常の法廷での動静を描写したものは社会的に是認された行為であるが、手錠・腰縄のイラスト画の公表は侮辱的であり名誉感情を害するから違法とした。

- * 刑事事件であるが、警察官による被疑者の撮影に関し、「承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」に言及した最高裁判例があり、上記最一小平成17年11月10日判決以前は肖像権についての判決とされてきた。すなわち、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうか別として、少なくとも、警察官が正当な理由もないのに個人の容ぼう等を撮影することは憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわねばならない。…警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれても、これが許容される場合がありうる」（最大判昭和44年12月24日・判例要旨30）。この判決は上記最一小平成17年11月10日判決においてもみだりに撮影されない人格的利益の先例として引用されている。
- * 防犯ビデオの画像を掲載するとともにその被写体を名指した記事について、東京地裁平成18年3月31日判決（判例要旨28）は、掲載されている写真自体からは人物の同一性が明らかでない場合でも説明文と合わせ読むことで読者が当該個人であると考えられるような場合には、当該個人が被写体である人物本人であったか否かにかかわらず、撮影により直接肖像権が侵害された場合と同様にその人格的利益を侵害するというべきであるとし、「肖像権に近接した人格的利益」の侵害を認めた。

(4)-2 一般私人の場合

一般私人については、同意を得ずに顔写真等を撮影・掲載することが正当化される余地は、犯罪報道の場合を除けば、かなり狭いと考えられる。

同意を得て撮影した写真の掲載については、プロのカメラマンが撮影したものである以上、写真誌に掲載されることは被写体にとっても予想できることで、拒絶の違法性がないとする裁判例（東京地裁昭和31年8月8日判決・判例要旨32）もあるが、一般には、撮影自体に同意をしていた写真であっても掲載に違法性が認められる場合があり、またその同意の範囲の判断については相当程度慎重な判断を要する。

- * 東京の最先端のファッションを紹介する目的のサイトが公道を歩いていた一般私人の全身を無断で撮影し、容貌を含む全身像を大写してサイトに掲載した事案において東京地裁平成17年9月27日判決（判例要旨31）は、「何人も、個人の私生活上の自由として、みだりに自己の容貌や姿

態を撮影されたり、撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益を有しており、これは肖像権として法的に保護される」とした上で、写真の撮影及びサイトへの掲載が公共の利益に関する事項と密接な関係があり、専ら公益を図る目的で行われ、写真撮影及びサイトへの掲載方法がその目的に照らし相当なものであれば違法性を阻却されるとし、ファッションの紹介という目的上無断撮影は相当ではなく全身を大写しにする必要もなく、サイトへの掲載にあたり被写体が特定できるような形で掲載したことは相当性を欠くと判断した。

- * 雑誌に掲載されたアナウンサーの学生時代の水着写真の再掲載につき、東京地裁平成13年9月5日判決（判例要旨33）は、撮影時に掲載の承諾があっても掲載の目的、態様、時期が異なる別メディアへの再掲載には改めて同意が必要であるとした。
- * テレビの生中継中に通りがかったゴミ収集車の運転手にインタビューして全国放映し、自分がゴミ収集車の運転手をしていることを知人にも秘匿していた運転手が損害賠償請求をした事案で、東京地裁平成21年4月14日判決（判例要旨34）は、一部の職業に対する偏見や無理解がなくなっておらずときに差別的な発言や子どものいじめの引き金になったりする社会の実情からゴミ収集車の運転手をしていることは原告にとってプライバシーに該当するとし、原告が途中で「これテレビ出るんですか？」と2度にわたり聞き返し、アナウンサーが「ああ、あの、映さないように、ええ、配慮します」と答えたことから原告が自分の容ぼう等がそのままテレビで放送されることを容認していたものではなく承諾は認められないとして肖像権侵害を認めた。

(4)-3 公人等の場合

肖像権は名誉毀損の判断と類似した基準のもとに判断されることが多く、公共の利害に関する事実であり、公益を図る目的で掲載され、かつ公表された内容が相当であれば、掲載について違法性が否定され、損害賠償責任を負わないとすることが多い。ただし、名誉毀損の観点から違法性阻却事由の有無を判断する場合と異なり、真実性だけでは免責されないのが一般的といえる。

- * 摘示された事実の真実性がある場合において、「公共の利害に関する事実であり、公益を図る目的で掲載されたこと」により違法性の阻却が認められた裁判例として、週刊サンケイ事件（東京地裁昭和62年2月27日判決・判例要旨35）がある。すなわち、週刊サンケイ誌において、私大教授（原告）が外国で連日現地女性と性行為に及び、そのうえ売春の上前をはねたかのような記事を掲載し、原告の顔写真や全裸で下着を着けようとしている写真、ベッドで複数の女性と戯れている写真などを掲載したことについて、記事本文を補強し明確化するものであるが、記事は公共の利害に関わるものであり、専ら公益を図る目的で掲載がなされ、その摘示された事実は主要部分について真実と認められる、写真掲載の目的、必要性及び手段方法等からみて不法行為成立要件としての違法性を欠くとして、公人を対象とする名誉毀損における違法性阻却事由を適用したケースがある。
- * 大手消費者金融会社の会長の車椅子姿を掲載した事件では、特に入院加療中の姿態が無断で撮影された点を重視し、他方病状の報道に写真が必要とはいえないとして病院内での車椅子に座った写真の撮影・掲載を違法な肖像権侵害・プライバシー侵害と判断している（東京地裁平成2年5月22

日判決・判例要旨19)。

(4)-4 俳優、プロスポーツ選手などの有名人の場合

公人に準じる存在で、プライバシーの権利の一部を放棄したといえるとする考え方もあり、顔写真なども社会の関心事となることが前提となっていることから、顔写真等の掲載など、肖像が無断で使用されても、一般私人と異なり違法性阻却事由に該当することがある。ただし、有名人の顧客吸引力を濫用しているといえる場合には、パブリシティ権が認められ損害賠償が認められることがありうることに留意する必要がある。

なお、芸能人の場合も一般に羞恥心を伴う態様の写真については、いったん撮影・掲載に同意していた場合でも、その同意の範囲については慎重に判断する必要がある。

- * アイドルタレントのデビュー前の写真や私生活上の写真の掲載について、東京高裁平成18年4月26日判決(判例要旨36)は、社会の正当な関心事の考え方によって芸能人の私生活についてまでプライバシーが制限されるということは到底認められないとしてプライバシー侵害を認めた上で、芸能人がその固有の名声、社会的評価、知名度等を表現する機能がある肖像等が具有する顧客吸引力にかかる経済的価値を独占的に享受できる地位をパブリシティ権とし「他の者が、当該芸能人に無断で、その顧客吸引力を表す肖像等を商業的な方法で利用する場合」パブリシティ権侵害の不法行為が成立するとした。
- * 芸能人の写真を、その曲に合わせたダンスをするダイエット法を提唱する記事に用いた事案で、知財高裁平成21年8月27日判決(判例要旨37)は、著名人は一般人より社会の正当な関心事の対象となりやすいため正当な報道、評論、社会事象の紹介等のためにその氏名・肖像が利用される必要もあり、また自らの氏名・肖像を第三者が宣伝するなどして著名の程度が増幅して社会的地位を確立という過程からして、著名人がその氏名・肖像を排他的に支配される権利も制限されるとし、「著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるのであって、その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはその入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきもの」として、本件での写真の使用は記事に関心を持ってもらい、あるいはその振り付けの記憶喚起のために社会的に顕著な存在になる過程で許容することが予定されていた負担を超えたものとはいえないとしてパブリシティ権侵害を否定した。
- * 引退したAV女優が、現役時代に週刊誌の掲載のために撮影した写真、ビデオの販売促進のために撮影した下着姿で股を開いた写真、ビデオのキャプチャー画像をゴシップ記事と合わせて掲載された事案で、東京地裁平成18年5月23日判決(判例要旨38)は、週刊誌掲載のために撮影された写真は再掲載を予測できないとはいえ承諾が及ぶ、ビデオのキャプチャー画像はビデオの紹介のために使用されることは出演者は承諾しているというべきであるが、ビデオの販売促進のために

撮影した写真やビデオのキャプチャー画像の使用に同意があるのは、通常人が羞恥を覚える写真の内容も合わせ考えればその範囲にとどまり、引退後にビデオの宣伝という範囲を超えて週刊誌に掲載されることには同意が及ばないとして肖像権侵害を認めた。

II-2-6 犯罪事実への対応

(1) 犯罪事実の特徴（一般私人）

犯罪が実名で報道されている場合には、当該報道に書き込み等で言及することは権利侵害ではないが、犯罪後長期間を経過し、犯人に対する刑の執行も終わったときは、犯罪事実を蒸し返すことは、権利侵害となりうる。どのような場合に（どの程度の期間の経過で）違法となるのかについて一般的な基準を示すことは難しい¹⁷。

(2) 少年等による犯罪事実

少年による犯罪については、更生の観点から少年法第 61 条¹⁸で犯人が特定できるような報道が禁じられている。実名による犯罪報道等は、原則として削除することが許される。

(3) 公人等による犯罪事実

現在公職にありまたは公職の候補者であるような場合には、犯罪事実の公表が許容される範囲は広い。

(4) 裁判例

(4)-1 概観

犯罪が行われたことは、それ自体社会の正当な関心事であるから、犯行の直後に実名報道が行われることは、少年犯罪の場合を除き、原則として許容されている。そのような報道に言及することは違法ではない。ただし、犯罪後長期間を経過し、犯人に対する刑の執行も終わったときは、犯罪事実を蒸し返すことは、権利侵害となりうる。具体的にどのような場合に（どの程度の期間の経過によって）違法な蒸し返しとなるのかは、犯罪の性質や軽重、犯人の特質によって異なるものであり、その判断は容易ではない。

少年犯罪については、限定的な事例に限って実名報道が許されるとするもの（実名報道は原則として違法）と、公表されない法的利益と公表する理由を比較考量して前者が後者に優越する場合のみ不法行為が成立するとするもの（実名報道が違法となるかどうかはケースバイケース）がある。最高裁判決は後者である。

¹⁷ 報道機関の中には、匿名化するタイミングをガイドライン化しているところがある。「NHKの『外部提供用データベース人格権等護規程』—その意義と検討の経緯—」（コピーライト2009年8月号19頁）参照。

¹⁸ 少年法第61条では、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定している。

(4)-2 一般私人の場合

12年前の傷害の前科をノンフィクション作品として取り上げたことが権利侵害にあたるとした事件がある。この事件の高裁判決は、犯行後相当の年月が経過し、犯人に対する刑の執行も終わったときは、その前科に関する情報は、原則として、未公開の情報と同様、正当な社会的関心の対象外のものとして取り扱われるべきであり、実名による犯罪事実の指摘・公表は、特段の事由がない限りプライバシーの侵害として許されないとする。(東京高判平成元年9月5日「逆転」事件控訴審 判例要旨39)

上記「逆転」事件の最高裁判決は、前科を実名で公表することが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきものであるとする。(最判平成6年2月8日「逆転」事件上告審判決 判例要旨16)

破廉恥な犯罪の被疑者として逮捕された被疑者の配偶者として、その勤務先、年齢、出身地、経歴等を週刊誌に書かれたことが違法なプライバシー侵害にあたりとされた事案がある。判決は、「犯罪事実に関連して被疑者の家族に関する事実を摘示・報道することが許容されるのも、当該事実が犯罪事実自体を特定するために必要である場合又は犯罪行為の動機・原因を解明するために特に必要である場合など、犯罪事実及びこれと密接に関連する場合に限られる」として、そのような特別な事情のない週刊誌の記事を違法とした。(東京地判平成7年4月14日 判例要旨9)

(4)-2 少年の場合

犯行時少年であった者の犯行態様、経歴等を記載した記事を実名によく似た仮名を使って週刊誌に掲載したことが、不法行為にあたるかが争われた事案がある。この事件の高裁判決は、本件報道を少年法第61条に違反する実名推知報道であるとしたうえで、不法行為責任を肯定した。判決は、保護されるべき少年の権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先されるべきであるなどの特段の事情が存する場合に限って違法性が阻却される、とした。(名古屋高判平成12年6月29日「長良川リンチ殺人」事件控訴審判決 判例要旨40)

上記「長良川リンチ殺人事件」の最高裁判決は、本件報道が少年法第61条に違反する実名推知報道にはあたらないとしたうえで、原審判決を破棄、差し戻した。プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するのであるから、本件記事が週刊誌に掲載された当時の少年の年齢や社会的地位、当該犯罪行為の内容、これらが公表されることによって少年のプライバシーに属する情報が伝達される範囲と少年が被る具体的被害の程度等、その事実を公表されない法的利益とこれを公表

する理由に関する諸事情を個別具体的に審理し、これらを比較衡量して判断すべきである、とする。
(最判平成15年3月14日「長良川リンチ殺人」事件上告審判決 判例要旨41)

(4)-3 公人等の場合

東京都議会議員が都立病院の臨床検査室に管理者の許可なく立ち入り、病院内の飲酒に関する調査を行ったことについて、同病院の院長がその議員を建造物侵入で刑事告発したうえで、その事実を病院のウェブサイトで公表した事件について、議員による損害賠償請求を否定した事案がある。判決は、本件告発は現職の都議会議員による犯罪行為に係るものであり、都民の知る権利の重要性にかんがみれば、広く都民に対してその情報を提供すべき性質のものであったと解されるとした。
(東京地判平成20年6月11日 判例要旨42)

産婦人科医が女性宅に侵入した事件について、当該医師が、検索サービス事業者に対して、当該事件の報道等の検索結果の非表示を求めた仮処分申立が却下された事案がある。決定は、本件事件から未だ1年半しか経過しておらず、本件事件の地域社会に対する影響や患者の関心が失われるとは考えられないとした。(東京地決平成20年11月14日 判例要旨43)

公立中学校の教師が青少年保護育成条例違反で逮捕されたことの実名報道について不法行為の成立を否定した事案がある。判決は、実名で報道されることにより控訴人が被る不利益は大きく、実名を公表されない法的利益も十分に考慮する必要があるが、青少年を教育指導すべき立場にある中学校教員が女子中学生とみだらな行為をしたという本件被疑事実の内容からすれば、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高いとした。(福岡高裁那覇支部判決平成20年10月28日 判例要旨44)

II-3 個人の権利を侵害する情報の送信防止措置（名誉毀損の観点から）

II-3-1 名誉毀損の成否

(1) 社会的評価の低下

名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことであり、この社会的評価を低下させる行為は名誉毀損として、民法709条に基づき不法行為が成立し、損害賠償の対象となる（最高裁第三小法廷平成9年5月27日判決・民集51巻5号2024頁）。¹⁹

インターネット上の表現行為による名誉毀損については、他人の社会的評価を低下させるようなメッセージが電子掲示板等にアップロードされて送信可能な状態になり、一般ユーザーがこれを閲読し得る状態になった時点において、伝播可能となり、その他人の社会的評価は低下することとなるから、その人が当該メッセージの掲載を知ったかどうかにかかわらず、名誉毀損が成立すると考えられる。

ある表現が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものとされている（最高裁第二小法廷昭和31年7月20日判決・民集10巻8号1059頁）。

- * 裁判例の中には、名誉毀損の不法行為を構成するほどに原告の社会的評価を低下させるものと認めることはできないとして、名誉毀損の成立を否定した裁判例として、衆議院議員で政党幹部であった政治家について名誉毀損性を否定した東京地裁平成14年6月17日判決（判例要旨1）や元総理大臣経験者である衆議院議員について名誉毀損性を否定した東京地裁平成16年7月26日判決（判例要旨2）がある。

(2) 対象となる個人が特定されること

特定人の氏名をそのまま表記していないが、他の事情を総合すれば、誰を示しているか推知されるような場合には、その者に対する名誉毀損が成立するとされている。多数の下級審判決があるが、最近の裁判例として、通称名で名誉を毀損する発言がなされた場合にも名誉毀損による不法行為が成立するとした東京地裁平成15年7月17日判決（判例要旨3）がある。

「〇〇出身の人はみなずる賢い」というような対象が漠然としている場合には、その集団の属する人に対する名誉毀損は成立しない。最近の裁判例では、フランス語を批判する発言について、フランス語を母国語としたり、フランス語を研究する者などの名誉毀損性を否定した東京地裁平成1

¹⁹ 最近の下級審の裁判例では、社会的評価の低下を伴わない名誉感情の侵害について、「侮辱」に該当するとして不法行為の成立を認める例（東京地裁平成2年7月16日・判例時報1380号116頁など）や、死者に対する名誉毀損が、死者に対する遺族の敬愛追慕の情として一種の人格的利益として不法行為の成立を認める例（大阪地裁平成元年12月27日・判例時報1341号53頁など）もあるが、このガイドライン作成の段階では「侮辱」に該当するか、敬愛追慕の情としての人格的利益を侵害したと言えるか等の一般的判断基準を提示することが難しく、社会的評価の低下が認められる名誉毀損の典型例のみを取扱うこととした。

9年12月14日判決（判例要旨4）がある。但し、法人については後述する。

II-3-2 名誉毀損による不法行為の免責事由

(1) 名誉毀損による不法行為の免責事由の要件

特定個人の社会的評価を低下させる情報がウェブページ等に掲載された場合には、当該情報を削除できる場合があるが、以下の3つの要件を満たす可能性がある場合には削除を行わない。

- ア) 当該情報が公共の利害に関する事実であること。
（例）特定の犯罪行為や携わる社会生活上の地位に基づく行為と関連した情報が掲載されている場合
- イ) 当該情報の掲載が、個人攻撃の目的ではなく公益を図る目的に出たものであること。
特定個人に関する論評について、論評の域を越えて人身攻撃に及ぶような侮辱的な表現が用いられている場合には、この要件に該当しないことになる。
- ウ) 当該情報が真実であるか、または発信者が真実と信じるに足りる相当の理由があること
当該情報が虚偽であることが明白であり、発信者においても真実であると信じるに足りる相当の理由があるとはいえないような場合にはこの要件を満たさないことになる。

名誉毀損という観点からは、違法性阻却事由に該当するケースが多く、その要件となる公共性・公益性・真実性（又は相当性）についてプロバイダ等が判断することが難しいため、プロバイダ等が「不当な権利侵害」であると信じることのできる理由に乏しい場合が多いと考えられる。

なお、名誉毀損等の観点から違法情報であるか否かの判断がつかない場合であっても、プライバシーその他の観点から権利を侵害しているといえる場合もあるので、他の観点からも検討する必要がある。

(2) 裁判例

(2)-1 概観

名誉毀損については、①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が真実であると証明された場合には違法性がなく、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないとされている（最高裁第一小法廷昭和41年6月23日判決・民集20巻5号1118頁）。

すなわち、社会的評価の低下が生じていても、上記の①ないし③の要件があれば不法行為が成立しないとするのが判例・通説の見解である（これを、「真実性・相当性の法理」と呼んでいる）。名誉毀損に基づく不法行為を請求原因とする民事訴訟においては、上記の①ないし③の要件は、被告側が立証する責任（立証責任）を負っているが、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置についてプロバイダが判断する際には、プロバイダ側において、社会的評価の低下（名誉毀損性）があることと、上記の①ないし③の要件を併せて判断することになる。

この3つの要件のうち、「公共の利害に関する事実」とは、民主主義社会の構成員として通常関心を持つであろう事柄を意味するとして、「社会の正当な関心事」（竹田稔『プライバシー侵害と民事責任〔増補改訂版〕』（判例時報社、1998年）298頁）と言い換えることもできる。

(2)-2 公共の利害に関する事実（基準のア関連）

「公共の利害に関する事実」に該当するかどうかは、摘示された事実自体の内容・性質に照らし、客観的に判断されるべきであるとされている。

- * 公訴提起前の犯罪行為については、原則として、公共の利害に関する事実とされるとされている。裁判例としては、国鉄の労働組合が鉄道信号ケーブル切断等のゲリラ事件に関与したことが明らかになった等の記事を掲載したことが公共の利害に関する事実とされた東京地裁昭和62年10月26日判決（判例要旨5）がある。
- * 純粋な私人の私生活上の行状については、原則として、公共の利害に関する事実には該当しないが、「私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質及びこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として、刑法二三〇条ノ二第一項にいう『公共ノ利害ニ関スル事実』にあたる場合がある」とされており（刑事事件における判断であるが、最高裁第一小法廷昭和56年4月16日判決・刑集35巻3号84頁、民事事件においても同様に解されている〔例えば、東京地裁平成21年8月28日判決・判例タイムズ1316号202頁〕）、公的人物については、その社会的活動に関する範囲で「公共の利害に関する事実」に該当するとされている。
- * 裁判例として、豊田商事の会長刺殺事件との関係で愛人を報じた写真週刊誌の記事について、公共の利害に関する事実ではないと判断した東京地裁昭和60年2月15日判決（判例要旨6）、ロス疑惑事件との関係で報じられた記事について、私生活上の行状であるとして公共の利害に関する事実ではないと判断された東京地裁平成2年12月20日判決（判例要旨7）、元アイドルグループのメンバーで芸能人が交際していた男性に慰謝料を請求したことを報じた記事について、男女間の交際関係やその解消後の行動という私生活上の行状との性質を有するとして公共の利害に関する事実ではないと判断した東京地裁平成21年8月28日判決（判例要旨8）などがある。

(2)-3 公益を図る目的について（基準のイ関連）

「公益を図る目的」については、「記事が公益目的に基づき執筆、掲載されたものと認められるか否かは、記事の内容・文脈等外形に現れているところだけによって判断すべきことではなく、外形に現れていない実質的關係をも含めて、全体的に評価し判定すべき事柄である」とされている。

すなわち、「公益を図る目的」については、「記事が公益目的に基づき執筆、掲載されたものと認められるか否かは、記事の内容・文脈等外形に現れているところだけによって判断すべきことではなく、その表現方法、根拠となる資料の有無、これを取り扱うについての執筆態度等を総合し、それが公益目的に基づくというにふさわしい真摯なものであったかどうかの点や、更には記事の内容・文脈等はどうあれ、その裏に隠された動機として、例えば私怨を晴らすためとか私利私欲を追求するためとかの、公益性否定につながる目的が存しなかったかどうか等の、外形に現れていない実質的關係をも含めて、全体的に評価し判定すべき事柄である」とされている（ただし、刑事事件

についての判断である。東京地裁昭和58年6月10日判決・判例時報1084号37頁)。

インターネット上の表現行為については、その表現内容等から、比較的容易に「公益を図る目的」の有無が判断できる場合も考えられるが、それ以外の要素も考慮して判断するとされていることから、プロバイダ等では判断できない場合もあると考えられる。

(2)-4 真実性、相当性について (基準のウ関連)

真実性や相当性については、プロバイダ等の立場では判断できない場合も多いと考えられるが、当該情報が虚偽であることが明白であるとか、発信者にウェブページ等に掲載した事実が真実であると信じるに足りる相当の理由があるとはいえないことが明らかな場合であれば、対応をとることが可能と考えられる。

この点については、「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の理由の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない」とされている(ただし、刑事事件についての判断である。最高裁平成22年3月15日第一小法廷決定・刑集64巻2号1頁。判例要旨9)。

II-3-3 公正な論評等

(1) 公正な論評への対応

特定個人に関する論評について、その域を越えて人身攻撃に及ぶような侮辱的な表現が用いられている場合にも、当該情報を削除することができる。

ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明がなされた場合にあっては、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、②その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、③意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったとき、又は事実が真実であると信じるについて相当の理由があるときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、当該論評の行為は違法性を欠くとされている(最高裁第二小法廷昭和62年4月24日判決・民集41巻3号490頁、最高裁第一小法廷平成元年12月21日判決・民集43巻12号2252頁、最高裁第三小法廷平成9年9月9日判決・民集51巻8号3804頁)。

事実を摘示して行う名誉毀損とは免責要件が異なるため、問題となっている表現行為が事実の摘示か意見ないし論評かの区別が問題となるが、「名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である」（最高裁第三小法廷平成9年9月9日判決・民集51巻8号3804頁）とされる。

- * 「名誉毀損の成否が問題となっている部分において表現に推論の形式が採られている場合であっても、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準に、当該部分の前後の文脈や記事の公表当時に右読者が有していた知識ないし経験等も考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を右推論の結果として主張するものと理解されるときには、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である」（最高裁第二小法廷平成10年1月30日判決・判例要旨11）とされている。
- * 裁判例として、辞書の例文の誤り等を指摘する書籍につき、辞典を編纂した英語学者と英文校閲者が無能であるとか、多数の箇所にとり極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているなどとして全体として論評としての域を逸脱すると判断した東京地裁平成8年2月28日判決（判例要旨10）、「バカ市長」との見出しを付けた週刊誌の記事について、市長としての資質に欠ける旨の論評の範囲を超えて、控訴人という人物そのものが、おろかな愚人であり、その矯正が不可能である旨を表現したもので意見ないし論評としての域を逸脱したものであると判断した大阪高裁平成19年12月26日判決（判例要旨12）、「ある意見ないし論評が、その域を逸脱するものであるか否かについては、表現自体の相当性のほか、当該意見ないし論評の必要性の有無を総合して判断すべきである。上記必要性の有無については、相手方による過去の言動等、当該意見ないし論評が表明されるに至った経緯を考慮して判断すべきである」として、ある宗教団体の機関紙が元顧問弁護士を批判した記事を掲載したことにつき意見ないし論評としての域を逸脱するものとはいえないと判断した東京地裁平成21年1月29日判決（判例要旨13）などがある。

(2) 論争がある場合の裁判例

電子掲示板における論争のような場合については、近時、対抗言論という観点から、名誉毀損の成立を限定しようとする見解が有力である（高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリスト11

20号83頁以下、同「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋和之・松井茂記編『インターネットと法〔第4版〕』（有斐閣、2010年）53頁以下）。

この見解によった場合、被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるような場合には、社会的評価が低下する危険性が認められず、名誉ないし名誉感情毀損は成立しないと解するのが相当と考えられる。

- * パソコン通信サービス上の発言について、被害者が必要かつ十分な反論をしており、その社会的評価を低下させていないとして請求を棄却した東京地裁平成13年8月27日判決（判例要旨14）がある。
- * 論争の中で行われた表現行為であっても、「自己の意見を強調し、反対意見を論駁するについて、必要でもなく、相応しい表現でもない、品性に欠ける言葉を用いて…罵る内容」について名誉毀損や侮辱が認められた裁判例もある（東京高裁平成13年9月5日判決・判時1786号80頁）。
- * 最近の裁判例では、インターネットの掲示板やホームページに一方的に書き込まれるケースについて対抗言論の法理を適用することには慎重な判断が続いていることに注意が必要である。
- * 東京高裁平成14年12月25日判決（判例要旨15）は、「言論に対しては言論をもって対処することにより解決を図ることが望ましいことはいうまでもないが、それは、対等に言論が交わされる者同士であるという前提があって初めていえることであり、このような言論による対処では解決を期待することができない場合がある」とし、本件掲示板を利用したことは全くなく、本件掲示板において自己に対する批判を誘発する言動をしたものではないし、本件スレッドにおける被控訴人らに対する発言は匿名の者による誹謗中傷というべきもので、複数と思われる者から極めて多数回にわたり繰り返されているものであり、本件掲示板内でこれに対する有効な反論をすることには限界があるとして、対抗言論の法理の適用を否定している。
- * 東京地裁平成15年7月17日判決（判例要旨16）は、各スレッドにおける発言は、そのほとんどが原告らを社会的に陥れるような内容であって、不特定多数の利用者が原告らを一方的に攻撃する状況にあったと認められるから、そもそも原告らと対等に議論を交わす前提自体が欠けているなどとして対抗言論の法理の適用を否定している。
- * 東京地裁平成19年5月31日（判例要旨17）は、被害者が、加害者によるホームページの記載内容に対する反論をインターネット上の自らのホームページ等に記載したとしても、本件ホームページを閲覧した者が、必ずしも被害者の反論を掲載したホームページを閲覧するとは限らないのであり、インターネット上で反論を行い得ることをもって、名誉毀損の不法行為の成立に影響を与えるものとはいえないとして対抗言論の法理の適用を否定している。

(3) メディアの性格をめぐる裁判例

メディアの性格が名誉毀損の成否に影響を与えるかどうかについて、メディアの性格による影響を限定的に解釈した判例がある。すなわち、「当該新聞の編集方針、その主な読者の構成及びこれらに基づく当該新聞の性質についての社会の一般的な評価は、右不法行為責任の成否を左右するものではない」として、スポーツ新聞だからといって、「当該新聞が報道媒体としての性格を有している

以上は、その読者も当該新聞に掲載される記事がおしなべて根も葉もないものと認識しているものではなく、当該記事に幾分かの実態も含まれているものと考えてのが通常であろうから、その掲載記事により記事の対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険性が生ずることを否定することはできない」と判断している（判例要旨19）。この判例からすると、仮に噂話レベルのことと断っている表現行為（例えばB級ネタを集めたサイトや掲示板での表現行為）であっても名誉毀損とされる可能性があることになる。

以上に述べた以外の場合、名誉毀損という観点からは、違法性阻却事由に該当するケースが多く、その要件となる公共性・公益性・真実性（又は相当性）についてプロバイダ等が判断することが難しいため、プロバイダ等が「不当な権利侵害」であると信じることのできる理由に乏しい場合が多いと考えられる。

なお、名誉毀損等の観点から違法情報であるか否かの判断がつかない場合であっても、プライバシーその他の観点から権利を侵害しているといえる場合もあるので、他の観点からも検討する必要がある。

II-4 企業その他法人等の権利を侵害する情報の送信防止措置

(1) 企業その他法人等の権利を侵害する情報

特定の政党、企業その他の法人、地方公共団体の名誉又は信用を毀損する表現行為が行われた場合、そこで摘示された事実の真偽については、プロバイダ等において判断ができない場合が多いことから、一般的には、プロバイダ責任制限法3条2項2号の照会手続等を経て対応するのが妥当である。 ただ、プロバイダ責任制限法3条に定める免責事由に該当しないとしても、正当防衛や緊急避難などに該当する可能性のある場合もあるので、その点の検討も必要になる場合がある。
--

企業その他法人等については、プライバシー侵害は成立しないため、名誉毀損等の観点から検討した。

個人に限らず、特定の政党、会社その他の法人（最高裁第一小法廷昭和39年1月28日判決・民集18巻1号136頁）及び権利能力なき社団であっても、それに対する一定の社会的評価が存する以上、その評価は名誉として法的保護の対象となる。

なお、法人に対する名誉毀損の攻撃が同時に代表者に対する名誉毀損を構成すると判断するためには、加害行為が何人に対して向けられているかを検討し、その加害行為が実質的には代表者に対しても向けられているとの事実認定が必要であるとされている（最高裁第三小法廷昭和38年4月16日判決・民集17巻3号476頁。判例要旨20）。

(2) 地方公共団体

地方公共団体についても、一定の地域内における行政を行うことを目的として活動する公法人であり、また、国内に多数存在し、行政目的のためになされる活動等は種々異なり、これを含めた評価の対象となり得るものであるから、それ自体一定の社会的評価を有しているし、取引主体ともなっている社会的活動を行うについては、その社会的評価が基礎になっていることは私法人の場合と同様

であるから、名誉として法的保護の対象となるとされている（大分地裁平成14年11月19日判決・判タ1139号166頁）。

(3) 企業その他法人等の権利を侵害する情報への対応

経済的取引における信用は、刑法上は信用毀損罪（刑法233条）によって保護されるが、信用は社会が経済的な観点から人に対して与える評価であるから、民事法上は名誉の一形態であるといえることができる。

企業その他の法人等の名誉又は信用を毀損する表現行為が行われた場合、①企業その他の団体はほとんどの場合、公的存在とみられること、②表現行為が公共の利害に関する事実に係り、専らかどうかは別としても（他の動機が含まれる場合もある）、それなりに公益を図る目的でなされたことと評価できること、③表現が企業その他の団体の社会的評価を低下させても、そこで摘示された事実の真偽については、プロバイダ等において判断ができない場合が多いことから、プロバイダ等において権利侵害の「不当性」について信じるに足りる理由が整わないことがほとんどだと考えられる。

このため、一般的には、プロバイダ責任制限法3条2項2号の照会手続等を経て対応するのが妥当であると考えられる。

ただ、例外的に、企業の営業秘密（顧客管理システムのセキュリティ・ホールなど）がウェブページ等に掲載され、当該企業やその顧客に、経済的に多大な損失を被らせる現実の切迫した危険がある場合などに削除が認められる場合（金融商品取引法に定める風説の流布等に該当する場合はその一例）もあり、プロバイダ責任制限法3条に定める免責事由に該当しないとしても、正当防衛や緊急避難などに該当する可能性のある場合もあるので、その点の検討も必要である。

III 送信防止措置を講じるための対応手順

III-1 申立の受付

プロバイダ等は、送信防止措置の申立を受ける場合、自己の会員・契約者以外の者から受ける場合が多いと考えられる。したがって、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置を講ずることの申出又は発信者情報の開示に関する請求を受けることがあることを想定して、苦情・相談窓口を設置し、自己の契約者以外の者からの申出に対しても迅速に対応できる態勢を整えることが望ましい。

プロバイダ責任制限法3条2項2号による発信者への照会手続を開始するためには、次の条件を全て満たす形式で侵害情報の送信防止措置の申出を受け付ける必要がある。

- ①送信防止措置を要請する者が特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者であること
- ②特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする情報であること
- ③侵害されたとする権利が特定されていること
- ④権利が侵害されたとする理由が述べられていること
- ⑤送信防止措置を希望することの意思表示があること

プロバイダ等が上記の侵害情報等を書面により申立者から受け付けることは、プロバイダ等が下記2の自主的送信防止措置の要否を判断する場面でも有益と考えられる。

なお、申立者との関係では、上記の5つの項目が全て充足されなくとも損害賠償責任を免れない場合があることに注意が必要である。例えば、①の条件が充足されておらず、第三者（法務省人権擁護機関を含む）からの申し立てであったり、⑤の条件が充足されておらず、送信防止措置を希望するかどうか明らかでない場合であったとしても、当該警告によって発信された情報が特定され、それが名誉毀損やプライバシー侵害など不法行為の要件を満たすときなど、プロバイダ責任制限法3条1項2号に定める「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」に該当する場合もある。

III-2 プロバイダ等による自主的送信防止措置の要否

プロバイダ等の管理下にあるサーバに格納されたウェブページ上に、送信防止措置の要請や違法情報が掲載されている旨の苦情を申立者又は第三者から受けた場合、当該情報が他人の権利を侵害しているか否かをプロバイダ等なりに判断することとなる。当該情報が他人の権利を侵害していることが、II章の判断基準に従い明らかである場合、申立者との関係では、「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」（法3条1項2号）に該当することになるため、損害賠償責任を負わないようにするには、自主的に送信防止措置を講じること

となる。発信者との関係では、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき」(法3条2項1号)に該当することとなるため、送信防止措置を講じても発信者からの損害賠償請求に応じるリスクはないといつてよい場合である。

しかしながら、II章の判断基準に照らしても、送信防止措置を講じても差し支えないかどうかの判断がつかない場合も多い。このような場合は、プロバイダ責任制限法3条2項2号に基づき、照会手続をとることができる。また、3条2項2号の規定にかかわらず、プロバイダ等が自主的送信防止措置を許されると判断した場合であっても、措置の緊急性まではないと考えられる場合には、まず照会手続により発信者による対応等当事者間での問題解決を促すことが望ましいとも考えられる。

III-3 照会手続の手順

プロバイダ等において送信防止措置を講じても差し支えない場合であるか否かの判断がつかない場合、すなわちプロバイダ責任制限法3条2項1号に定める「他人の権利が不当に侵害されたと信じるに足りる相当の理由」の存否が明らかでない場合は、3条2項2号に定める手続を利用することができる。

①申立者の確認

照会手続においては、送信防止措置を要請する者が特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者又はその代理人(弁護士など)であることを確認しなければならない。したがって、例えば、次の手順で本人確認をする必要がある。

- ア) 書面による場合 3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付のうえ、登録印鑑(いわゆる実印)で押印したものを受領する。
- イ) 電子メールによる場合 公的な電子証明書により本人が発信したメールであることが証明できる電子署名が付されていることを確認する。
- ウ) 代理人がある場合 ア) 又はイ) のほかに代理人への委任状を添付してもらう²⁰。

なお、確実に本人確認ができる場合は上記のとおりであるが、他に慣習的に用いられる本人確認手段(旅券、運転免許証その他の身分証明書の写し等)で確認をとり、実印以外の印鑑により提出を求めたり、第一報としてFAXを受信するなどの方法も考えられる。いずれにせよ、プロバイダ等の責任において妥当と考えられる本人確認手段を採用する必要がある。

②侵害情報等の特定

照会手続を開始するには、申立者本人またはその代理人から侵害情報等の通知を受けることが必

²⁰弁護士が代理人である場合は、通常委任状の添付が要求されないので不要とする。なお、弁護士について、印鑑登録証明書も不要とする。

要である。プロバイダ等は、これらの侵害情報等を発信者に伝えて、送信防止措置を講じるか否かを照会する必要があるため、発信者が送信防止措置を講じることに同意するか否かを判断するに足りる侵害情報等が特定できない場合、プロバイダ等は、通報者に不明確な点などを書式を修正して再提出してもらうなどの方法で確認する必要がある。不明確な点などを質しても、侵害情報等が十分に特定されない場合、申立者の主張におよそ理由が認められない場合、またはそもそも当該侵害情報が自己の管理下でない場合等には、プロバイダ等は、照会手続を開始することができないことを遅滞なく申立者に知らせることが望ましい。

また、以下の情報は、発信者にそのまま伝えられるべきものである。

ア) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする情報

イ) 侵害されたとする権利

ウ) 権利が侵害されたとする理由

エ) 送信防止措置を希望することの意思表示

なお、発信者に送信防止措置を講じるよう要請した者の氏名等を開示してよいかどうかについては、申立者が発信者との関係で氏名等を伏せることに合理的な理由がある場合（写真の掲載など送信者が申立者の氏名を知らない場合など）もあることから、原則として非開示とすべきである。ただし、申立者から開示することに同意があったときはこの限りではない（別添書式）。また、照会手続に関連して送信防止措置を講じるよう申し出ることができるのは、申立者本人またはその代理人だけであるから、名誉毀損、プライバシー侵害等の権利侵害においては、照会手続が行われたことをもって申立者名は自然に発信者に推測できるものであるが、それはやむを得ない。

③照会可能な場合

プロバイダ等は、発信者に対し、送信防止措置を講じるよう要請があったこと及び申立者から提供された侵害情報等を通知し、送信防止措置を講じることに同意するか否かを照会することができる。この場合に、申立者の氏名等を開示して差し支えないかどうかは、前記②を参照すること。

この場合において、当該通知が発信者に到達した後、7日以内にプロバイダ等所定の方法で反論をしない限り、プロバイダ責任制限法3条2項2号の趣旨に従い、削除等の送信防止措置が行われることを書き添えておくことが、発信者に事態を認識してもらうために望ましい。（参照：書式①-1）

④照会ができない場合

プロバイダ等が侵害情報等の通報を受けた場合、発信者に対し、送信防止措置を講じるよう要請があったこと及び申立者から提供された侵害情報等を通知し、送信防止措置を講じることに同意するか否かを照会することは法令上の義務ではない。したがって、発信者と連絡することができない場合には、照会手続を進める必要はない。

この場合、照会手続を経由せずに即時に送信防止措置を講じて差し支えない場合（3条2項1号）に該当していれば、プロバイダ等の判断で送信防止措置を講じることができる。他方、即時に

送信防止措置を講じて差し支えないかどうかの判断ができないときには、申立者からの損害賠償責任を免れないおそれが高い場合（法3条1項2号にいう「他人の権利が侵害されたことを知ることができたと認められる相当の理由」がある場合）に該当するかどうかの判断も困難であるのが一般的と思われるので、発信者からの訴訟リスクを考慮して静観するか、申立者からの訴訟リスクを考慮して送信防止措置を講じるかいずれかの対応となる。

後者の場合、契約約款又は利用規約にプロバイダ等の裁量で削除等の措置がとられることが明示されていれば、たとえプロバイダ責任制限法3条2項1号に該当するか半然としない場合であったとしても、当該契約約款又は利用規約が合理的であると認められる範囲であれば、当該規定に基づく送信防止措置を講じることは可能であろう（ただし、消費者契約法との関係で片面的な免責条項は無効とされるおそれがあるので規定の仕方に注意を要する。）。

⑤照会手続

上記の手順により申立者の本人確認（代理人による場合は委任関係の確認を含む）ができ、侵害情報等が特定され、照会可能となった場合において、発信者への照会手続は、申立者からの送信防止措置の要請を受けた後、遅滞なく行うことが望ましいといえる。ただし、プロバイダ等による自主的送信防止措置の要否に関する判断に手間取ったり、そもそも送信防止措置を講じるべく照会手続を行う理由がないと判断したり、送信防止措置以外の対応（当事者間解決の促進等）を図ったりすることなどによって、申立者からの要請を受けた後も相当期間を経過しても照会手続を開始できない場合もありうる。プロバイダ責任制限法においては、送信防止措置の要請を受けた後で照会手続を開始する義務があることを定めたものではないから、このようにやむを得ない理由があるときは、プロバイダ責任制限法3条1項各号に該当する場合を除き²¹、プロバイダ等は申立者に対して照会手続遅延の責任を負わないと考えられる。

照会手続は、参考書式により行い、当該照会が発信者に到達した日の翌日から起算して7日以内（例えば3月1日に発送した場合、同一市町村内であれば2日に到着するとして、3月9日まで）に発信者からの反論があるかどうかを確認する（参照：参考書式 回答書）。なお、当該書面（照会状）が発信者に到達した日を確認するには、郵便を用いる場合には、簡易書留等の確認手段を用いることが確実である。

⑥照会に対し発信者から送信防止措置を講じることに同意しない旨の回答があったとき

発信者から「送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出」があり、その理由として発信者から合理的な反論がなされた場合、その反論などを踏まえ、「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由」がないと判断されれば、プロバイダ等としては送信防止措置の要請を受けた情報に対して送信防止措置を講じなかったとしても、損害賠償責任を免れ

²¹ プロバイダ責任制限法3条1項各号に該当しても、それだけで直ちにプロバイダ等に送信防止措置を講じる作為義務違反による損害賠償責任が生じるわけではなく、発信者に対し遅滞なく警告を発し、申立者との相談に応じるなど適切な対応を行うことにより削除義務違反を免れるケースもある。

るものと考えられる。

他方で、発信者から「送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出」があったものの、その理由の記載がない場合、プロバイダ等が送信防止措置を講じることができるかどうかは、照会手続を経由しない場合と同様と考えられる。

また、照会手続を経て反論があった場合でも、当該反論が不合理であるなど（例えば虚偽であることを自認している場合など）「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」（法3条1項2号）または「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき」（法3条2項1号）に該当することをプロバイダ等が確認できれば、削除することが安全²²である。

⑦照会に対し発信者から送信防止措置を講じることについて同意しない旨の回答がなかったとき

プロバイダ責任制限法3条2項に該当する場合であり、発信者に対する作為責任を負うことなく、送信防止措置を講じることができる。また、申立者との関係では、送信防止措置を講じることにより不作為責任をも同時に免れることになる。

III-4 法務省人権擁護機関からの情報削除依頼への対応

(1) 受付

法務省人権擁護機関からの情報削除依頼に対応し、「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由（法3条2項1号）」があることを確認するためには、次の条件を全て満たす形式で侵害情報の送信防止措置の申出を受け付ける必要がある。原則として、申出は書面で行われる必要があるが、緊急性が高い場合には、FAXで受信した後に該当する法務省人権擁護機関に削除依頼があったことの確認の電話を行い、確認できた場合には、事後的に書面を受領する方法がある（参照：書式①-2）。

- ① 法務省人権擁護機関からの依頼であること
- ② 侵害情報等の特定
- ③ 侵害されたとする権利の特定及び権利侵害の理由が明白であること

(2) 送信防止措置の要否の検討

法務省人権擁護機関からの削除依頼に応じることのできない理由（下記参照）がないかどうかを確認し、そのような理由がなければ送信防止措置をとることができるが、下記事由のいずれかに該当する場合、弁護士などの専門家に相談のうえ対応方法を決定することが望ましい。

<削除依頼に応じることのできない理由>

- ① 法務省人権擁護機関からの依頼であることが確認できないとき
- ② 法務省人権擁護機関から示された場所に侵害情報がないとき

²² ここにいう安全とは、プロバイダ等が送信防止措置の要請を受けた情報の削除により、申立者に対して当該情報の流通に関する不作為責任を免れるほか、発信者に対しても情報の削除による作為責任を免れる可能性が高いことを意味している。

- ③ 侵害されたとする権利が特定されていないとき
- ④ 本ガイドライン第 II 章の判断基準に照らして、他人の権利を侵害したとする情報の違法性が明白でない場合（公権力の濫用について合理的に疑いをさしはさむ余地のあるときを含む。）
- ⑤ 侵害情報を削除することにより他の無関係の情報を大量に削除してしまうこととなる場合など「必要な限度」を超える措置となってしまうとき

（3）送信防止措置を講じないこととした場合

前記（2）に掲げる事由の一つでも該当する場合で法務省人権擁護機関からの削除依頼に応じることのできない理由があると認める場合、法務省人権擁護機関に追加で説明を求めることができる。また、法務省人権擁護機関からの削除依頼が本ガイドラインの基準を満たしていない場合には、任意ではあるが、その理由を記載して法務省人権擁護機関に通知することが望ましい。

III-5 送信防止措置以外の対応

プロバイダ等は申立者から申告があった情報について自ら送信防止措置を講じる必要までではないと判断した場合であっても、照会手続をとるなどして、発信者と申立者との直接交渉による紛争解決を促すなど、当事者間による自主的問題解決を促進する措置を講じることが望ましい。

また、ウェブページ内の掲示板への書き込みについて当該ウェブページをホスティングするプロバイダ等に最初に被害申告があったケースのように、特定電気通信役務提供者が重畳的に存在する場合（プロバイダ等とウェブページ開設者・掲示板管理者）には、申告を受けたプロバイダ等は、より当該情報への管理可能性の高い特定電気通信役務提供者（ウェブページ開設者・掲示板管理者）に対してまず対応を求めるように申立者に要請するという対応もありうる。

ただし、申立者に現実に被害が発生しており、被害の拡大を防止するために即時に対応する必要がある場合など緊急性がある場合にはこの限りではない。

IV 参考書式及び判例集

1 参考書式

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名（記名）

印

連絡先（電話番号）

（e-mailアドレス）

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）	
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。	
侵害情報等	侵害されたとする権利	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が侵害されたとする理由（被害の状況など）	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

	発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していません。
--	--

書式①-2 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書（名誉毀損・プライバシー）

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[法務省人権擁護機関]

〇〇（地方）法務局長 印

連絡先（住所）

（電話番号）

（e-mailアドレス）

（取扱者）

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により人権を侵害していると認められ、加えて被害者自らが被害の回復予防を図ることが諸般の事情を総合考慮して困難と認められますので、当該情報の送信を防止する措置を講ずるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）
掲載されている情報	例）〇〇氏の氏名・住所
侵害情報等	侵害されたとする権利 例）プライバシーの侵害
	権利が侵害されたとする理由（被害の状況など） 例）一般私人である被害者の意に反して、同人の氏名及び住所が掲載され、当該住所にあてて、被害者を中傷する手紙等が多数送付されている。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。その際、依頼機関の名称等を含めて通知されることにも併せて同意いたします。

年 月 日

至 [発信者] 御中

[特定電気通信役務提供者]

住所
社名
氏名
連絡先

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置に関する照会書

あなたが発信した下記の情報の流通により権利が侵害されたとの侵害情報ならびに送信防止措置を講じるよう申し出を受けましたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第3条第2項第2号に基づき、送信防止措置を講じることに同意されるかを照会します。

本書が到達した日より7日を経過してもあなたから送信防止措置を講じることに同意しない旨の申し出がない場合、当社はただちに送信防止措置として、下記情報を削除する必要があることを申し添えます。また、別途弊社契約約款に基づく措置をとらせていただく場合もございますのでご了承ください。*

なお、あなたが自主的に下記の情報を削除するなど送信防止措置を講じていただくことについては差し支えありません。

記

掲載されている場所	URL:
掲載されている情報	
侵害情報等	侵害されたとする権利
	権利が侵害されたとする理由

*発信者とプロバイダ等（特定電気通信役務提供者）との間に契約約款などがある場合に付加できる。

参考書式 回答書 (名誉毀損・プライバシー)

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[発信者]

住所

氏名

連絡先

回 答 書

あなたから照会のあった次の侵害情報の取扱いについては、下記のとおり回答します。

[侵害情報の表示]

掲載されている場所	URL:
掲載されている情報	
侵害情報等	侵害されたとする権利
	権利が侵害されたとする理由

記

[回答内容] (いずれかに○※)

() 送信防止措置を講じることに同意しません。

() 送信防止措置を講じることに同意します。

() 送信防止措置を講じることに同意し、問題の情報については、削除しました。

[回答の理由]

※○印のない場合、同意がなかったものとして取扱います。

以上

IV-2 特定電気通信役務提供者の不法行為責任に関する判例

- (1) 都立大学事件第1審判決（東京地判平成11年9月24日 判時1707号139頁）

1 事案の概要

- (1) 大学の自治会等の正統性を巡って争いのあるグループ間で双方の構成員が傷害を負う乱闘が発生した。
- (2) 一方のグループに属する学生が大学のシステム内に開設していたホームページに対立グループが暴力を振り、傷害を負わせたことなどを内容とする文書を掲載した。
- (3) 「教養教育用システム」に要綱はないが、「教育研究用システム」には、情報の内容が社会通念上許されないものと判断した場合に削除を命じることができる旨の規定を有する要綱があった。
- (4) 対立グループに属する学生が発言者及び大学（を設置する東京都）を訴えたもの

2 判示の概要（関係部分）

- (1) ネットワーク管理者は、社会通念上許されない内容の情報がネットワークから発信されるとネットワーク全体の信用を毀損するので、それを防止するため、（個々の情報の内容につき一般的に指揮命令をする権限がなく、作成主体が責任を負う場合でも、）個々の削除権限を有するとされるのが通常である。
- (2) 社会通念上許されない公開情報の削除権限を有することから、直ちに削除義務を負うものではなく、また、権限の行使は、管理者の合理的裁量に委ねられ、裁量権の逸脱・濫用がない限り、権限の行使が違法となることはない。
- (3) 管理者は、被害者の被害発生義務を負うべき場合もあるが、刑罰法規や私法秩序に反する状態が生じれば一律義務を負うのではなく、問題となった刑罰法規・私法秩序の内容により、事柄の性質に応じた検討が不可欠である。
- 例えば、ウイルスの伝播などでは、他人の財産に巨額の影響を与える蓋然性が高く、一般人の日常生活利益を侵害するおそれも強いこと等から、その行為がされたことを確定的な事実として認識した時点で、条理上の義務として、被害発生防止義務が生じる。
- 名誉毀損では、犯罪行為で私法上の違法な行為だが、当事者意外の一般人の利益を侵害するおそれは少なく、管理者が名誉毀損に当たるかの判断も困難なことが多いため、被害発生防止義務を負わせるのは妥当ではない。
- (4) 管理者が被害発生防止義務を負うのは、名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合であって、名誉毀損に該当すること、加害行為の態様が甚だ悪質であること及び被害の程度も甚大であることが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られる

3 事例へのあてはめ

- (1) 問題の文書が名誉毀損に当たるかどうか、加害行為の態様の悪質性、被害の甚大制のいずれも

一見して明白とはいえない

→ 管理者に義務はない

- (2) 抗議文書の到達により、管理者が問題のページのリンク停止の措置を採り、訴訟の提起によりページを閉鎖したことは、システムの信用を維持するために必要という判断により行われたもので、私法上の義務違反行為があったことを根拠づけるものではない（違法な名誉毀損文書であることを知っていたことの表れではない）

出所：総務省「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」（平成12年12月）17頁

(2) 現代思想フォーラム第2審判決（東京高判平成13年9月5日・判時1786号80頁）

1 事案の概要

- (1) フォーラム内の会議室の運営方針の批判等に端を発した、会員間の名誉毀損事件。
- (2) ニフティはフォーラム運営の最終的な管理者として、シスオペはニフティの委託を受けたフォーラムの運営者として、発言者である会員とともに被告とされた。（発言者である会員、シスオペ及びニフティは第2審では控訴人）
- (3) 原告会員は、フォーラムの運営に参加しており、一般会員とは異なる立場にあった。（原告会員は第2審では被控訴人）

2 判示の概要（関係部分）

- (1) 名誉毀損の成立に関する基準
 - ①意見の対立が容易に予想されるフォーラムであっても、おのずと議論の節度は必要であり、節度を越えて他人を貶め、名誉を傷つけることは許容されない。
 - ②自分の主張を裏付ける意味をもたない、単に言葉汚く罵っているに過ぎない発言は言論の名においても許容されない。
 - ③フォーラムにおいては、反論は容易であるが、言葉汚く罵られることに対しては、反論する価値も認め難く、反論が可能であるからといって、罵倒することが言論として許容されるものではない。
- (2) 名誉毀損が成立する場合に、コミュニティの運営者に削除義務等の作為義務が発生する基準
 - *会員による誹謗中傷等の問題発言については、フォーラムの円滑な運営というシスオペが削除権限を行使する必要性があり、発言の標的とされた者が有効な救済手段を有しておらず、他の対策を講じても解決しない等一定の場合、シスオペは当該発言を削除すべき条理上の義務を負う。

3 事案への当てはめ

- (1) 名誉毀損

被控訴人がとった運営方針に対する批判に該当するものを除き、発言者である会員の発言につき名誉毀損が成立する。
- (2) シスオペ/ニフティの責任

一般論として削除義務が生じることもあるが、シスオペは以下の対応をとっており、削除義務違反はない。シスオペにフォーラムの運営を委託していたニフティにも責任はない。

 - ①削除を相当すると判断される発言についても、直ちに削除せず、議論の積み重ねにより発言の質を高めるとの考えにより、フォーラムを運営しており、運営方法として不当とはいえないこと。
 - ②会員からの指摘又は自らの判断により削除に相当する本件各発言について遅滞なく発言者に注意喚起した。また、発言を削除しようとしたが削除方法について被控訴人の了解が得られず削

除に至らなかったものの被控訴人の代理人からの要求後は削除し、提訴後新たに明示された発言は削除しており、削除権限の行使が許容限度を超えて遅滞したとはいえない。

- ③控訴人の発言には被控訴人の弁明を要する事柄（被控訴人の運営方針に対する非難）にも関係しており、一方的に控訴人だけを責められない事情が認められる。この点を考慮するとシスオペが削除義務に違反したとは認められない。

以 上

(3) 現代思想フォーラム第1審判決（東京地判平成9年5月26日・判時1620号22頁）

1 事案の概要

- (1) フォーラム内で書き込まれた誹謗中傷にあたる発言による名誉毀損が争われ、発言者、シスオペ、パソコン通信業者ニフティサーブ（当時）が被告となった。
- (2) パソコン通信の事案であり、ニフティサーブは、両当事者と契約関係にあった。
- (3) フォーラムのシスオペは、会員の発言に対して一定の関与を予定している者であった。

2 判示の概要（関係部分）

- (1) シスオペは、次のような事情に照らし、「条理に照らし、」一定の作為義務を負うべき場合がある。
 - ①シスオペは、特定フォーラムの運営・管理を委託され、対価としての報酬を得ており、誹謗中傷の発言もその内容であること
 - ②シスオペは、名誉毀損の発言を削除等する措置ができ、それにより、他の会員の目に触れなくなること
 - ③名誉毀損された者は、自ら行い得る有効な手段がないこと
 - ④会員規約・運営マニュアルに、誹謗中傷・そのおそれのある発言が削除されることがある旨の規定があること
- (2) シスオペは、次のような事情に照らし、「条理に照らし、」発言内容を常時監視し、積極的に（問題となる）発言がないかを探知したり、すべての発言の問題性を検討したりする作為義務はない。
 - ①フォーラムに書き込まれる発言をシスオペが事前にチェックすることはできない（新聞、雑誌等と根本的に異なる）
 - ②シスオペの多くが専業の者でないこと
 - ③書き込まれる発言の膨大さ等からシスオペが個々の発言を書き込まれる都度すべてチェックすることは極めて困難であること
- (3) シスオペは、少なくとも、他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には、その地位と権限に照らし、必要な措置を採るべき条理上の作為義務があったと解するべきである。
- (4) ニフティサーブには、契約上、会員との間での安全配慮義務はなく、債務不履行責任はないが、ニフティとシスオペの間には、使用者責任の基礎となるべき実質的な指揮監督関係が認められる。

3 事例への当てはめ

- (1) 発言後、運営委員会・会員の指摘を受け、発言者に注意をしたが、削除等せずに、当事者間での自由な議論に任せたこと
→ ①発言の内容・存在を知っており、また、②反論を行い得ることをもって違法性に消長を来

すものではないため、作為義務違反あり

→ 作為義務違反が認められれば少なくとも過失があったことが事実上推認される

- (2) 被害者から連絡を受け、①運営委員会に付議、②被害者に連絡して協議（被害者からの訴えにより検討した結果違法であるため削除したと付記して削除する旨提案し、拒否される）、③被害者と電話で話し合い

→ 原告の利益とフォーラムの円滑な運営・管理との2つの要請を調和させる観点からは是認し得なくもない対応で、必要な措置を採ったと評価できる。

さらに、③の際に信頼できる者に相談するので、削除は待つて欲しいと言われ、④その後、削除要求を受け、直ちに削除した

→ この点でも、必要な措置を採ったものと評価できる

- (3) 訴訟提起により知った事情について、ニフティサーブ等との相談の上登録から外す措置を採った

→ 妥当であることは明らか

→ 訴訟が提起されていることから、若干の時間的間隔（4/25 訴状の送付を受け、5/25 登録から外す）があっても非難することはできず、必要な措置を採ったと言うべき

出所：総務省「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会報告書」（平成12年12月）16頁

(4) 本と雑誌フォーラム第1審判決（東京地判平成13年8月27日）※

1 事案の概要

- (1) 訴外会員Aと、原告である会員Bの間の、用語の漢字表記方法などを巡る論争に端を発した、会員Aによる会員Bに対する名誉毀損・プライバシー侵害事件。
- (2) ニフティは名誉毀損・プライバシー侵害の当事者ではないが、会員Bが会員Aの住所・氏名を特定できなかったために、運営管理者であるニフティのみを被告として訴えた。

2 名誉毀損の成否について

(1) 名誉毀損成否の基準

- ① 言論による侵害に対しては言論により対抗するというのが表現の自由（憲法21条1項の基本原則であるから、被害者が、加害者に対し十分な反論を行い、それが功を奏した場合は、被害者の社会的評価は低下していないと評価することが可能であり、このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して表現者に対し不法行為責任を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり相当とはいえない。
- ② パソコン通信上の発言が人の名誉ないし名誉感情を毀損するか否かを判断するに当たっては、発言内容の具体的吟味とともに、当該発言がされた経緯、前後の文脈、被害者からの反論をも併せ考慮した上で、パソコン通信に参加している一般の読者を基準として、当該発言が、人の社会的評価を低下させる危険があるか否か、対抗言論として違法性が阻却されるか否かを検討すべきである。
 - 判断はパソコン通信に参加している一般人を基準として行われる。
 - 特定の発言だけを取り出して名誉毀損が成立するかどうかは論ぜられない。
 - 被害者の側で十分な反論を行い、それが功を奏している場合は、社会的地位の低下があったとは認められず、名誉毀損は成立しない。
 - 被害者の不適当な発言に誘発されてなされた加害者の発言が問題となる場合であっても、その発言が対抗言論として許された範囲内にある限り、違法性を欠き名誉毀損は成立しない。

(2) 判 決

会員Bは訴外会員Aの発言に対して必要かつ十分な反論をしており会員Bの社会的評価が低下する危険が存在しないか、訴外会員Aの発言は会員Bに対する対抗言論として許容された範囲内であるところから違法性が阻却され、名誉毀損は成立しない。

3 プライバシー侵害の成否について

(1) プライバシー侵害成否の基準

公表された事柄が、

- ・私生活上の事柄又はそのように受け取られるおそれのある事柄であり、
- ・一般人の感受性を基準にすると公開を欲しないと認められる事柄であり、

- ・一般人に未だ知られていない事柄であり、
- ・公表された事柄を見た一般人が、特定の人物を指していると認識できること

(2) 判 決

ハンドル名が実在する特定の人物（会員B）を指しているとは参加者には考えにくいこと、会員Bは不特定多数に自分の本名でメールを送るなど、会員Bが匿名の維持を不可欠の要件として希望していたことには疑問が残ること、会員Bの本名が稀であり、訴外会員Aが使用したハンドル名が会員Bを指していると第三者が認識するのは困難であること等からプライバシー侵害は成立しない。

※ ガイドライン第1版発行（2002年5月）時点で東京高等裁判所に係属中

以 上

IV-3 法務省人権擁護機関の情報削除依頼に至るプロセス

法務省の人権擁護機関における削除依頼は、各法務局・地方法務局（具体的には、「法務省人権擁護機関のリスト」を参照。）の局長名で行われるが、削除依頼の決定は、下記に示すように、各法務局・地方法務局及び法務省人権擁護局の二重のスクリーニングを経て行われる（※1）。

(1) 救済手続の開始

↓
各法務局・地方法務局において、被害者からの被害申告あるいは各種情報を端緒に、救済手続を開始。

(2) 各法務局・地方法務局における救済方法の検討、法務省人権擁護局に対する報告

救済手続を開始した各法務局・地方法務局において、

- ① 人権擁護上看過できない事案であるか
- ② 被害者自らが被害の回復予防を図ることが諸般の事情を総合考慮して困難と認められる事案かを検討。

上記①及び②に該当し、削除依頼が相当と思料される事案について、法務省人権擁護局に、特別事件（※2）として必ず報告。

(3) 法務省人権擁護局による再検討、承認・指示の取り付け

↓
特別事件の報告を受けた法務省人権擁護局は、改めて削除依頼相当と思料される事案であるかを検討し、その是非について、承認又は指示を与える。

(4) 上記(3)の承認又は指示を受けた事案について、各法務局・地方法務局において削除依頼を実施

(※1) 事案の緊急性・重大性に鑑み、法務省人権擁護局が直接救済手続を行い、同局長名で削除依頼を行うこともありうる。

(※2) 特別事件：一定の重要・困難な人権侵犯に関する事件で、監督法務局長や人権擁護局長への報告や承認等を要するとされたもの。

IV-4 法務省人権擁護機関のリスト(削除依頼関係)

平成16年7月1日現在

	削除依頼の取扱者	所在地	電話番号(代表)
札幌法務局	人権擁護部第二課長	札幌市北区北8条西2-1-1	(011)709-2311
函館地方法務局	人権擁護課長	函館市新川町25-18	(0138)23-7511
旭川地方法務局	人権擁護課長	旭川市花咲町4-2272	(0166)53-2311
釧路地方法務局	人権擁護課長	釧路市幸町10-3	(0154)31-5000
仙台北法務局	人権擁護部第二課長	仙台市青葉区春日町7-25	(022)225-5611
福島地方法務局	人権擁護課長	福島市霞町1-46	(024)534-1111
山形地方法務局	人権擁護課長	山形市緑町1-5-48	(023)625-1321
盛岡地方法務局	人権擁護課長	盛岡市内丸7-25	(019)624-1141
秋田地方法務局	人権擁護課長	秋田市山王7-1-3	(018)862-6531
青森地方法務局	人権擁護課長	青森市長島1-3-5	(017)776-6231
東京法務局	人権擁護部第二課長	世田谷区若林4-31-18	(03)5486-8424
横浜地方法務局	人権擁護課長	横浜市中区北仲通5-57	(045)641-7461
さいたま地方法務局	人権擁護課長	さいたま市浦和区高砂3-16-58	(048)863-2211
千葉地方法務局	人権擁護課長	千葉市中央区中央港1-11-3	(043)302-1311
水戸地方法務局	人権擁護課長	水戸市北見町1-1	(029)227-9911
宇都宮地方法務局	人権擁護課長	宇都宮市小幡2-1-11	(028)623-6333
前橋地方法務局	人権擁護課長	前橋市大手町2-10-5	(027)221-4466
静岡地方法務局	人権擁護課長	静岡市追手町9-50	(054)254-3555
甲府地方法務局	人権擁護課長	甲府市北口1-2-19	(055)252-7151
長野地方法務局	人権擁護課長	長野市旭町1108	(026)235-6611
新潟地方法務局	人権擁護課長	新潟市西大畑町5191	(025)222-1561
名古屋法務局	人権擁護部第二課長	名古屋市中区三の丸2-2-1	(052)952-8111
津地方法務局	人権擁護課長	津市丸之内26-8	(059)228-4191
岐阜地方法務局	人権擁護課長	岐阜市金竜町5-13	(058)245-3181
福井地方法務局	人権擁護課長	福井市春山1-1-54	(0776)22-5090
金沢地方法務局	人権擁護課長	金沢市新神田4-3-10	(076)292-7810
富山地方法務局	人権擁護課長	富山市牛島新町11-7	(076)441-0550
大阪法務局	人権擁護部第二課長	大阪市中央区谷町2-1-17	(06)6942-1481
京都地方法務局	人権擁護課長	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	(075)231-0131
神戸地方法務局	人権擁護課長	神戸市中央区波止場町1-1	(078)392-1821
奈良地方法務局	人権擁護課長	奈良市東紀寺町3-4-1	(0742)23-5457
大津地方法務局	人権擁護課長	大津市京町3-1-1	(077)522-4671

和歌山地方法務局	人権擁護課長	和歌山市二番丁 2	(073)422-5131
広島法務局	人権擁護部第二課長	広島市中区上八丁堀 6-30	(082)228-5201
山口地方法務局	人権擁護課長	山口市中河原町 6-16	(083)922-2295
岡山地方法務局	人権擁護課長	岡山市南方 1-3-58	(086)224-5656
鳥取地方法務局	人権擁護課長	鳥取市東町 2-302	(0857)22-2191
松江地方法務局	人権擁護課長	松江市母衣町 50	(0852)32-4200
高松法務局	人権擁護部第二課長	高松市丸の内 1-1	(087)821-6191
徳島地方法務局	人権擁護課長	徳島市徳島町城内 6-6	(088)622-4171
高知地方法務局	人権擁護課長	高知市小津町 4-30	(088)822-3331
松山地方法務局	人権擁護課長	松山市宮田町 188-6	(089)932-0888
福岡法務局	人権擁護部第二課長	福岡市中央区舞鶴 3-9-15	(092)721-4570
佐賀地方法務局	人権擁護課長	佐賀市城内 2-10-20	(0952)26-2148
長崎地方法務局	人権擁護課長	長崎市万才町 8-16	(095)826-8127
大分地方法務局	人権擁護課長	大分市城崎町 2-3-21	(097)532-3161
熊本地方法務局	人権擁護課長	熊本市大江 3-1-53	(096)364-2145
鹿児島地方法務局	人権擁護課長	鹿児島市鴨池新町 1-2	(099)259-0680
宮崎地方法務局	人権擁護課長	宮崎市旭 2-1-18	(0985)22-5124
那覇地方法務局	人権擁護課長	那覇市樋川 1-15-15	(098)854-7950

IV-5 裁判例要旨について

この裁判例要旨（以下「判例要旨」という。）は、プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）の利用者の参考としていただくため、本文において言及された関係する裁判例の要旨を簡潔にまとめたものである。

- (1) 判例要旨には、プライバシー編及び名誉毀損編との2種類を用意した。
- (2) 判決文からの引用箇所は可能な限り「」で括った。上訴された事案では、控訴人・被控訴人、原告人・被告人のいずれが被害者側・メディア等であるのか、判決文からの引用そのままでは分かりにくい場合もあるため、必要に応じて[]内に引用者注を記している。例)「控訴人ら [メディア] は、プライバシー権を侵害するものでない旨主張する。」
- (3) 判例要旨の各項目の説明
 - (3)-1 日付 判決日・決定日を示した。
 - (3)-2 判例集 代表的な判例集を略称で記載した。
 - 例) 民集：最高裁民事判例集
 - 下民集：下級裁判所民事裁判例集
 - 刑集：最高裁刑事判例集
 - 判時：判例時報
 - 判タ：判例タイムズ など
 - (3)-3 分類 プライバシー編では、開示又は公表等の対象となりプライバシー侵害の有無について争われた情報の種類を示し、名誉毀損編では、主な争点を示している。
 - (3)-4 事案 本ガイドラインと関係のある当事者の主張（被害者側の請求）の内容を示している。
 - (3)-5 判決要旨 それぞれ、プライバシー侵害、名誉毀損の観点での損害賠償、謝罪広告等の請求について、権利侵害に対する救済を求めた当事者（一般に「被害者側」という。）からの請求内容に対する裁判所の判断を記載し、その理由を簡潔に紹介している。多数の争点を含む裁判例であっても、プライバシー又は名誉毀損に関する請求に限定して記述した。被害者側からの請求の一部（例えば、損害賠償請求のみ）について、認容され、その余の請求が棄却されている場合には、原則として損害賠償認容と記載することとしている。